

厚岸町議会 平成26年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成26年3月17日

午前10時03分開会

- 委員長（佐藤委員長） ただいまから、平成26年度各会計予算審査特別委員会を続会いたします。

14日に引き続き、議案第3 平成26年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を続けてまいります。

予算書298ページ、9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費から進めてまいります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） 2目事務局費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） 3目教育振興費。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 教育振興一般で、負担金あるいは補助金が計上されておりますけれども、この中に特別支援だとか、障がい児の関係での協議会、あるいは校長会そういうものに対する負担金補助金が予算化されているのですけれども、実際これは義務教育にかかわっての負担金補助金というふうに考えてよろしいのですよね。

- 委員長（佐藤委員長） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（佐田課長） 質問委員、おっしゃるとおりでございます。

- 委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 それで、この間も若干、ほかの委員から話が出ていましたけれども、今、質問だとかいろいろな問題があって、教育関係者も大変な状況にあるのかなというふうに思うのですけれども、この特別支援だとか、あるいは障がい児学級だとか、いろいろな取り組みを学校として取り組んでいると思うのですけれども、学校で学級を別に設けたり、あるいは普通のクラスに通級を場合によってはさせたり、いろいろなパターンがあると思うのですけれども、そういうことを進めていい効果が出てきて、普通学級にきちんと戻っていける子供もきつっているのではないのかなと思うのですよね、しかしながら、

義務教育中にそういうものが普通に通級できる、それから普通に同じ程度でついていける、そういうことになるのが本当は望ましいのかもしれませんが、残念ながら、そこまでいけない子供たちもいると思うのですよ。そういう子供たちが、その後高等学校だとか、あるいは社会だとか、そういう違う道に進んでいくことになると思うのですけれども、そういうことをフォローする仕組みというのはあるのかなのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 私のほうからお答えいたします。

一口に特別支援教育と言いましても、その子の持っている障がいの種別に応じて、かなり学校のほうで指導してくる内容も変わってきます。本町におきましては知的等も含めまして、さまざまな学級が開設されております。委員おっしゃったとおり障がいの程度の軽い子につきましては、通級指導といって、例えば算数だけ、例えば国語だけ、そういう子を取り出して特別支援学級ではないのですけれども、そのような細かい指導を小学校2校で実施しているところであります。

将来につきましては、中学校卒業は高等養護学校、もしくは養護学校の高等部、そちらのほうに進みまして職業訓練等のものを行っております。なお、この一体した幼稚園、保育所から個別の支援計画、個別の指導計画というものを障害教育の担当者が集まりまして、その支援計画並びに指導計画を引き継ぎを行っております。幼稚園、保育所から、どういういった療育を受けてきたのか、どういった指導を受けてきたのか必ず引き継ぎをされて、中学校卒業後、養護学校卒業後の将来にわたってその子の幼少期からどうだったかがわかるような、そういう体系が今なされているところであります。

ただし、まだこの個別の支援計画、釧路版マリーモというのですけれども、まだ全てが浸透しているわけではなくて、ちょうど今の子等を養護学校に通われている子たちが、ちょうど今それが充実してきているところであります。そのような形で、将来にわたってその障害を持った子も社会で自立できるような支援を、今、このいろいろな協議会等でも工夫しながら進めているところであります。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 障害だとかそういうものを考えてみると、必ずしも生まれながらの障がいというだけではなくて、成長過程でいろいろな障がいもあるわけですね。そうすると例えば幼児期は普通の子供と同じようなことが十分でき、場合によってはそれ以上にできた子も学校に入ることによって、さまざまな障がいが出てくるとか、いろいろな途中での障がいもきちんと、厚岸の場合は逃さないでやっているのではないのかなというふうに思うのですけれども、そういう子供たちが順調にいく仕組みを振り分けをしながら、そういうこの子供にはこういうことがいいのではないかということで、保護者の了解も得ながら進めていると思うのですよね。そういう段階でうまく軌道に乗るといったら変ですけれども、順調に発達をフォローする仕組みができて、それにマッチしていける子

供と、残念ながらその段階に引き上げたくても引き上げられない子供もたくさんいると思うのですよね。そういう子供たちは義務教育は9年間ですから、その段階で終わりますよね。その後、今、先生がおっしゃったように養護学校だとか、そういうほうに進まれ、その後はまた別なほうでというふうになるんですけれども、どこかで社会に放り出されてしまって、その子供たちの行き場がないというか、そういうものをできるだけなくする努力をしていかなければならないと思うのですけれども、これはきっと福祉のほうにも関係することだと思うのですけれども、そういうものも含めて、やっぱり学校時代からのことをきちんと、そういう段階ごとに知らせていくというか、知っていただいて対応していただくということをしなければならないと。

それからもう一つは、学校自体でちょっとしたことでも見逃さないでそういう特別支援だとか、そういうほうにうまく結びつけることによって、その子供たちを救っていくということも考えていただかなければならないと思うのですけれども、そのあたりは今はどうなっているのかなというふうに思うのですが。

●委員長（佐藤委員長） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 答えいたします。

以前、特別支援教育という名前に変わる前までは特別学級とか、そういう呼び名で障がい児教育というのは、かなり割と閉鎖的と言われておりました。でも特別支援教育になったことで、通常学級に通いながらも特別な支援を受けるというシステムが、今、構築されております。これは、言い方は適切かどうか分かりませんがグレーゾーンと呼ばれる、判定を受けても障がいの判定は出ない、でもやはりちょっと心配なという子がおります。総称的にグレーゾーンと呼んでいるのですけれども、その子供たちを通常学級で特別な支援、先ほど申し上げました個別の支援計画、指導計画、こちらのほうも通常学級に在籍はしているのですけれども、そういう支援な子供たちについては各学校でもそちらのほうを作成して、なお、校内におきましては各学校とも特別支援コーディネーターの設置が義務づけられております。特別支援のほうは知識が明るい方、知識がある方がそちらのほうの職というか役割に就いております。この特別支援コーディネーターを中心に、各学校のほうにおきましては特別支援推進委員会、各学校で名前が違うのですけれども、そういうような部会、委員会をもちまして、その特別支援学級に在籍はしていないのだけれども、特別な支援が必要とされる子においても、学校において支援を行うように計画を立てて指導をしております。

ただし、人数の多い学校につきましては、そういう組織があっても、なかなか目が行き届かないということも現実にはあります。ですので年に1回、就学指導検査委員会におきまして判定を受けて、各家庭に障がいの種類、あとは障がいの度合い、そのようなことを保護者に報告いたしまして、次年度以降どのような形で、例えば特別支援学級に在籍する、もしくは通級指導を受ける、そんなことを相談しながら義務教育が終わった後も社会に出て不安のないように、もしくは社会に出てもしっかりその支援を受けれるような体制を構築するべく、学校のほうではいろいろ取り組みをしているところであります。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、今、室長がお話しされたように、一番問題なのはグレーゾーンでないのかなというふうに思うのですよね。もうはっきりこういう状況だと、学校から見てもそうだし、保護者の側から見てもそうだし、第三者が見てもこの人ははっきり何らかの障がいがあると、だけれどもグレーゾーンというのは、日常的にはきっと普通の人が見たら普通の子供でないのかなというふうに思うと思うのですよね。ところが、学校の教室の中で見ると、ちょっとというその判断仕方というか、そのあたりについては慎重にかかわっていただきたいなという、厚岸に特に問題があるというのではなくて、そういう問題が安易に、僕はどうも扱いづらいからこうではないかというようなことで判断されるようなことがあってはならないというふうに思うのですよね。あるいは安易に投薬を勧めるようなこともあるようにも聞いているのですけれども、そういうのもきちんとしたさまざまな意見を、やはり聞いた上でどう対処するのか、判定していくのかということもやっていただかなければ、もう時には人権問題にもなりかねないようなことになるのではないのかなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 指導室長。

●指導室長（武山室長） お答えいたします。

今、委員がおっしゃったことは、まさしくそのとおりでございまして、学校でもこの点についてはかなり注意をして取り進んでいるところであります。

学校側から見て、そして保護者から見てちょっとうちの子、ちょっとこの子の相談したいのだけれどもということもありまして、現在教育局の巡回指導教育相談、あと北海道立特別支援教育センター、特センと言うのですけれども、そちらのほうの巡回教育相談、そちらのほうの相談活動、あとは児童相談所等々の相談活動も活用しながら、困り感の持つ子供たち、果たしてその子供たちが本当に障がいを持っている子なのか、それとも通常学級でできるのか、そこら辺も含めまして慎重に、そういう外部機関の検査も活用しながら対応をしているところであります。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 わかりました。

次に、学力テストのことをお伺いしたいのですが、それで、補正予算でも議論になっていましたけれども、厚岸町はどういう形で公表をするという方向で話されていたのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 学力テストの公表についてですけれども、一般質問の中でもお

話しをいたしましたけれども、数値については公表いたしません。それと、学校別の名前を伏してということではなくて、厚岸町全体としてどういうふうな傾向があるということをお話しをさせていただきたい。

それともう一つ、学力テストのときは状況調べというのがありますから、厚岸町の子供たちは、規則正しい例えば睡眠はとっているけれども、例えばテレビの見る時間がちょっと長いとか、勉強をする時間が短いとか、何かそういうふうな出てきた傾向についても話しをさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 学力テストの公表が、今度は校長の判断でできるのだという教育委員会がちょっと忘れましたが、できるということになってきて、何か公表を求める意見が非常に強いのですよね。だけれども、実際に今度公表をしている地域では、学力テストの点数がやっぱり下になっては困るということで、点数の悪い子にはその日は休んでくれと、そして平均点を上げるとか、それから学校が小さくなると、その学校の子供たちの一人ひとりまで、あの子がこうだからこうなったというようなことにもなりかねないのですよね。みんな100点を取れる子供が、5人、10人そろっていればいいのでしょうか、そうならない場合には、あの学校はレベルが低いとか、そういうふうになってきたのでは、やっぱり学校の先生の意欲というより、その学校で教育をしたくないような状況をつくってしまっても困ると思うのですね。そのあたりは、何のためにやって、どういうことがこれは目的なのかをはっきりさせながら、やっぱりそれが学校間格差を助長したり、あるいはエリート校みたいな学校に基本を持たせたり、今、学校は選択が自由ですから、一応決められてもどの学校にも行けるはずですよ、厚岸町の場合は。入学はしてほしいという要望をしても、その学校でない学校も選べるわけですから、そういうことを考えると、やっぱり学力テストの公表のあり方については、相当慎重に考えていただかないと困ると思うのですが、そのあたりはどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 今、委員おっしゃったとおり、学校別に公表すると、こっちの学校が高い、こっちの学校が低い、しかも厚岸町の場合小さい学校では数人しか受けていない、下手をすると1人しか受けていないというような状況もあるわけですから、先ほど申したとおり、学校別を公表するつもりはございません。

先ほどおっしゃったとおり、学力テストの目的は何か、学力の状況を把握して学力向上に期するということですから、これは別に競争させるためとか、どこの学校が高いとかという問題ではありませんし、まして、国語と算数だけで学校評価をするなり、子供評価をするということ自体も、問題があることであるというふうに考えておりますので、この点については、先ほど申したとおり町全体の傾向、例えば国語Aが低かったとか、数学については大体平均までいきましたとか、そういうふうな形でお知らせをして、ただ先日もお話ししたとおり、町民の皆さんが自分たちのお子さんに対して学力に関心を

持っていただける自体は、私も悪いことではないというふうに思っております。やはり父兄、地域が一緒になって、もう少し子供たちの学力を上げようと、何かできることがあったら手伝おうというふうな姿勢ということ自体は、私自身は悪いことではないというふうに思っております。ただ、それぞれの学校の事情、もちろん一生懸命先生たちはやっている。ただ厚岸町の傾向を見ると、やはり家庭での学習というのがまだまだほかの地域から見ると少ないのかなというふうなことがあります。ですから、それは学力テストだけではなくて、ふだんの勉強の中で予習、復習についてももうちょっと時間を割いていただきたいというのは、一生懸命お話しをしているわけですが、それをも含めて周知をしていきたいというふうに思っています。

それと、厚岸町の通学区域なのですが、自由なわけではありません。指定は指定として存在します。その中で何点か項目があって、そういう項目がある場合については指定校の変更についても相談に乗るというふうなことで、例えば品川区みたいに、私はこの学校を選びたいということで選べるという体制ではないので、その点についてもご承知おきをお願いしたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そのあたりは十分考えてほしいと思うのですよね。ただ学校の区域については、今、教育長が後でおっしゃたような理由を挙げれば変えられるわけだから、だから、そういうことにはやっぱりならないような、それぞれの地域の学校にそれぞれの子供たちが感情的な問題も移入して、そういうことに結びつかれても困ると思うのですよね。ですから、その項目がいろいろあって、その他、特に教育長がどうかって、そこに当てはまればというふうなことでは困るんですよ。ですから、そのあたりは厚岸町の子供が地域の学校に通って、伸び伸びとして学校生活を送れるし、それから教育力も上がるのが何ていったって大事なことだと思うのですよね。だから、そのあたりを向上させる取り組みであればいいけれども、ただ点数に縛られて点数だけがひとり歩きすれば、何かいいように、秋田がすごくいいという話を聞くのですけれども、そしたら秋田の子供はみんな東大に行くかと言えば、そうでもないみたいですし、ですから、そのあたりは十分考えて教育を進めていただきたいなというふうに思うのですよ。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） この学力テストの公表については、教育委員の中でも議論もしております。まずは、この問題だけが学校の目的ではない。知・徳・体全てバランスよく教育するということが大切ですし、来年度においても学力の向上も目指しますけれども、体力も実は少し低いというのもございますから、それについても来年度力を入れていきたいということで、教育委員さんにも説明をし、ご理解をいただいております。

学校のほうにも、学力、体力、あと心の教育あわせて、バランスのいい教育を目指して頑張ってもらいたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員長） 第3目、6番、堀委員。

●堀委員 私は学校適性配置計画についてお伺いしたいと思います。

教育長の教育行政執行方針のほうにあるのですけれども、厚岸町学校適性配置計画を更新してまいりますというものがあるのですけれども、現在の適性配置計画の中で計画にはあるのだけれども、統廃合をまだされていない学校というのはあるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの学校配置適正化計画の関係でございますけれども、この計画につきましては、平成19年度に策定されておまして、そのときに計画をしておりました統合につきましては、全ての計画された学校において統合をしているところでございます。

●委員長（佐藤委員長） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、執行方針の前段の中では、望ましい教育環境など保護者や地域へ情報の提供を行い、ご意見を伺いながらというものがあるのですけれども、今回のこの更新に当たっては、それら適性配置の対象となる、統廃合の対象となるような学校というのがもう既に決まっているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 配置計画の関係につきましては、適性な規模として厚岸町におきましては、小学校におきましては全児童数が12名以上で3学級以上、それから中学校におきましては6名以上、2学級以上として適性配置計画を策定しているところでございます。と言いながらも、その地域の事情も当然配慮した中で、学校経営をしているというところでは、ただいま申しました、学校・学級数だけでとらえているということではございません。それで、先ほど委員おっしゃったように、今後決めているのかということでございますけれども、実は、平成25年度の中で高知中学校の関係で、生徒数が平成26年度に減少するというところで、その状況につきまして高知中学校のPTAの方々、それから地域の方々と話し合いを持っております。PTAの方とは2回ほど行っておりますし、その後に地域の方と話し合いを行っております。という中では、地域においてはまだ学校を存続してほしいという要望が強いということでもございましたので、教育委員会といたしましては、地域のご理解をいただければ統合には進んでいけないのかなという思いもありますし、何とか教職員の配置の中で、平成26年度も25年度と同様な形で学校を存続していきたいということで、平成25年度の地域との話し合いの中ではそのようにお伝えをしております

それから、今後につきましても、平成26年度に入りまして、さらに今後の児童数の推移を見た中で、地域にもお話をしていきたいと思いますが、あくまでもこれは教育委員

会だけ一方的に進められる話ではございませんので、地域との話の中で、どのような方向がいいのかも含めた中で今後に向けての話し合いを、さらにしていかなければならないのかなというふうに思っていますが、現在のところは、統合ということを決めた中で計画をつくるという内容にはなってございません。

●委員長（佐藤委員長） 6 番、堀委員。

●堀委員 わかりました。そうすると前段のほうでは小学校が12名の3学級、中学校が6名の2学級といった中で、ここに当てはまる検討の第1段階とでも言うのか知りませんが、そんな感じの当てはまるような学校というのは、現在厚岸町内にどれだけあるのか。そしてまた、今、地域と話し合いをしながらということでございますけれども、それで、廃校というほうもそうですけれども、今度は統合というほうも、受けるというか合わさるほうも当然合わさるわけですから、当然同じように統廃合という中では、同じものにはなるのかなと思うので、やはりそちらのほうへの当然情報の提供やそういうものがあってしかるべきかでないのかなというふうに思うのですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 現在の状況を申し上げたいと思いますが、ただいま説明しました学級数等につきまして、該当になってくるところは高知小中学校の1校でございます。

答弁漏れがございました。統廃合をするための情報提供をするのかどうかということでございますが、当然これ今後、教育委員会といたしましても、今後の児童数、教員数の把握をきちとした中で、適性な配置計画になるように、地域には当然先に説明をした中で、慎重に対応をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員長） 第3目、ございませんか。
2 番、大野委員。

●大野委員 ここで、お尋ねをしたいのですけれども、通学バス定期券購入助成で、これ翔洋高校のことなのですけれども、まずこの563万2,000円ですか、積算根拠、きょう多分入学発表で人数確定していない中で、どのような根拠で出たのかを、まずお聞きしたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 高等学校の通学バスの助成ということでの積算根拠ということでございますが、これにつきましては、前年度の実績に基づいて、1年生から3年生が

おりますので、2年生、3年生においては実績に基づいて考えておりますが、1年生におきましては、これまでの入学の実績を見た中で、予定として出しております。それで、これにつきましては、まず、路線が3路線あります。一つは、床潭から望洋台までのまでの路線が一つあります。それから二つ目として末広から上尾幌入り口までのがもう1区間あります。そのほかに浜中から釧路までの区間がありまして、三つの区間がありまして、それぞれ金額が違うのですが、その額については厚岸町内の中では1カ月5,000円という定期の額になっておりますが、そのうちの8割を助成しているという内容で、あくまでもこれは利用実態にあった中での推計ということになって、当初予算を上げさせていただいておりますが、実際に新年度に入りまして申請が出てくる段階で、補正の対応としてとらせていただいているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員長） 2番、大野委員。

●大野委員 町内はわかっていたのですけれども、路線でこの霧多布・釧路間とあるのですけれども、この区間にはどれぐらいの助成というか、校長先生に先日お会いする機会がございまして、遠い人は大楽毛から通っている人もいますのですね。それで、厚岸町からはいろいろ助成をいただいているので大変ありがたいですというお言葉をいただいたのですけれども、もうちょっと詳しく教えてください。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 先ほど三つの区間を申しましたが、そのうち厚岸町内の中では、一つの区間として先ほど申しました床潭から望洋台の間では、平成25年度で56名の方が利用しておりました。それからB区間として末広から上尾幌までの間としましては、平成25年度で9名の方が利用しております。それから、そのほか浜中から釧路までの区間におきましては、平成25年度45名の方が利用してまして、釧路市内から翔洋高校のほうに通われるという生徒につきましては、この2、3年の間に10名程度ほど多くなってきました。平成23年度では27名、平成24年度では37名、平成25年度では45名というふうな形で、この通学定期助成の効果が非常に大きくあらわれているのかなということもありまして、翔洋高校に入学する生徒も町外から来られる方が、多くなっているという状況でございます。

それから、金額を申し上げさせていただきたいと思いますが、釧路市内から通う場合は、1カ月定期が9,160円がかかりますが、そのうち利用者負担は4,000円、それで町助成が5,160円というふうに現在なっているところでございます。

●委員長（佐藤委員長） 2番、大野委員。

●大野委員 詳しく説明していただきまして、まことにありがとうございました。本当に校長先生がおっしゃっていて、大変ありがたいことだと言っていたのですけれども、やっぱりせっかく厚岸に唯一ある高校ですし、クラブ活動もだんだん、年々活発になってき

て昨年の秋口ですか新聞等々に、海洋資源課の生徒が全国うまいもん甲子園でしたか、調理コースの方が出場してよい成績をおさめてという記事をちらっと見たことがあったのですけれども、そういった中で、そういうのがあると生徒がだんだん集まってくると思うのですよね。それで、このバス定期助成は大変有効な事業だと思っているのですけれども、ここで教育委員会と町長にお願いなのですから寮の設備を、寮は皆さんご承知のとおり、僕は余り行くことがないのでわからないのですけれども、かなり老朽化していると。女子寮がないと聞きました。道で建ててくれればいいのですけれども、空いている教員住宅等々を活用して改修工事をして、シェアハウス的なもの、3、4人でも入れるようなものでもいいから、ぜひこれ道教委や道にお願いをしていただきたいと思いますと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 翔洋高校の寮の関係なのですから、まず一つは、昨年度金額をかけて暖房設備を改修しております。従前から見るとかなりきれいな石油ストーブに変更しています。ただ、今おっしゃったとおり女の子が入る設備がないということで、かなりいろいろな形で要望してきたのですけれども、道教委のほうとしては、今回応募があつて希望があればということだったので、その前にある教員住宅を何とか女子寮として使用したいと。ですから、今回の議会の中でも別の機会に話をさせていただきましたけれども、平成26年度については、校長先生にもぜひ女子も遠くから受けてくださいと。女子寮については希望があれば何とかできますというふうな形で、まず実際の人が出てこないと動けないというふうな状況もありますので、ぜひ応募があったので直してほしいというふうな形になるように、学校のほうにもお願いをしたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員長） 2番、大野委員。

●大野委員 僕もちょっと忘れたのだけれども、誰かに聞かれたことはあつたのですよね。寮ってあるのですかって、たしか寮はあつたけれども、女子寮か男子寮かはわかりませんと答えたのですけれども、校長先生にこの間聞いたら男子寮はあつて、卒業生が卒業したので、今は1人しかいないと言っていたのですけれども、女子寮を何とか配備してもらいたいねというお話を受けていて、生徒が少ないから多分厳しいのでしょうかけれども、やっぱりそういった完備をしていることによって、来ようかなという要望も出てくると思うので、事ある事に実現に向けて要望していただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 鶏と卵の話ではないのですけれども、どうしても道教委のほうに行くと人数がということを言われるのですけれども、確かに、ただ下見に来て、今の寮は昭和40年代の建物ですので、今の子供ではかなりびっくりするというふうな状況も

あるようです。ぜひ将来的には改築をして、新しい寮をお願いしたいというふうには言っているのですが、当面そこを女子寮にして、男子寮、女子寮ともに増えていくように学校のほうには努力してもらいたいと思います。かなり的人数が町外から来ているのですが、この定期助成も功を奏してか、どうしても釧路管内の方の町外の方が多いというふうな状況なのですが、基本的には水産高校を区分で3つに分けて、道東地域の拠点としての翔洋高校です。ですから、オホーツク、根室、十勝含めて翔洋高校は水産を目指す者、あるいは調理師もそうですけれども、目指す者して志願して来てほしいという気持ちがありますので、やはり定期助成と、もう一方の柱としてはきれいな寮が必要であろうというふうに考えておりますので、今後とも要望を続けてまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員長） 町長。

●町長（若狭町長） 私に対しましてのご質問がございましたので、私からもお答えさせていただきたいと思いますが、現在の若潮寮に他方面からおいでをいただいて、入寮をいたしているわけでありまして。平成25年度の実績を見ますと、釧路市、別海、士別、旭川、札幌というような本当に全道からおいでをいただいているということでございます。そういう中で女子寮の関係であります、教育長とともに、今、北海道教育委員会に対して強く要請をいたしておるところでございます。

今、ご質問あったように、女子寮があるから来ると、これは基本です。女子が何名来たからつくるといったって、今現在入ったからすぐつくるというわけでもございませんので、その方法につきましては、さらに教育委員会等とも連携を図りながら、さらに北海道教育委員会のほうへ強く要請をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 第3目、ございませんか。
12番、室崎委員。

●室崎委員 ここでちょっとお聞きします。何年か前にも一度お聞きしたことがあるのですが、教育の場における障がい児支援の問題には、一つは、先ほど10番議員さんのほうからも強く出ていましたが、知的の部分でのと同時に、もう一つは感覚器官の広く言うと障がいということになるのでしょうか、の対する子供に対しての支援というふう分野がございますね。これは全く違うものですね。それでちょっとお聞きするのですが、一つは、ロービジョンと言いかたを今するのですが、見えると見えないの中間域にある見えづらい、その分野というか、状態になっているお子さんに対する支援、これはどういうふうにしているのか、まずその点から。

●委員長（佐藤委員長） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 私のほうからお答えいたします。

現在町内のほうでは、そういう症状を訴える子はいないのですけれども、新年度、小学校のほうにおいて弱視学級というのが開設されます。そういう子たちに対応といたしましては、まず一つには拡大教科書及びさまざまな教材等も含めまして通常の学級の子たちよりも大きい、見えやすい、そのような教材のほうを準備しております。

●委員長（佐藤委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ロービジョンに関しましては、国のほうでは例えば1万人で何人ぐらい出るだろうというふうな、たしか指標があるはずですが、それでいうと、厚岸町の場合には1人出るか出ないかだというふうなぐらいになると思います。ただ、私の知り合いなんかでも話を聞いてますと、既にもう子供のいる年になってますから随分前の話で、今それが同じだという気はありませんが、やはり相当に見えづらいという状態の目だったのだけれども、学校では先生が前の席に置く程度の心遣いで、それから統計的にも何も出ていなかったのですよね。だから、これはやはりなかなか表に出ないものがあるかもしれない。それはやはりそれぞれの子供を教えている先生たちの一つの知識と意識、それによって変わってくる部分もあると思うので、そういう点でよろしくお願ひしたい。

それから、その次にお聞きするのは聴覚なんですけど、これも聞こえづらい、何か今世情ですね、聴覚で詐欺的行為を行っている人間が騒がれておりまして、実際のこういう障がいのある方たちが大変迷惑をしているのです。ふりをしているのではない、あんなもというふうな目で見られているように思うということは、そのことで大変な日常苦勞をしている人にとっては、これはもう傷に南蛮をすり込まれるような目に遭っているわけですね。その話はちょっと別にしても、この聴覚に関してもやっぱりそういう形でもし埋もれていけば、非常に苦勞をしているというふうに思うのですが、こういうものについての実態調査も行っていますか。

●委員長（佐藤委員長） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 私のほうからお答えいたします。

まず、ただいま上げました聴覚のほうですけれども、通常学校で行われている聴力検査、実態としてそれのみとなっております。ただ、今、委員おっしゃったとおり、昔は何か落ち着きがないね、何かちょっと変わっているねで済まされたことというのが、実は、今は特別支援教育が研究されてきて、LDであったりとか、ADHDであったりだとかというのが、今判明してきております。

それで、先ほどおっしゃいましたロービジョンも含めましてまず現場の教師、教えるほうの人間がどれだけ正しい知識を持てているか、現実的にこの特別支援教育が始まりまして、本来であれば特別支援学校等々で行っていた教育を、通常のこの義務の教育の中で行うことが可能とされて、それに学校は対応しなければいけないということになりまして、かなりこういう最近また見えてきた新たな障がいに対して、なかなか学校現場のほうも正しい知識、正しい指導ができないところではありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、この特別支援コーディネーターをはじめとして、各種研究会等の

専門の方々からの助言もいただきながら、あらゆる先ほどおっしゃいましたロービジョン並びに聴覚、そちらの問題につきましても、各学校のほう、さらなる勉強をして対応してまいりたいと考えております。

●委員長（佐藤委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それから最後に色覚、色についてお聞きしますが、私が小学生のときには、あの当時は色盲検査という言い方をしましたね。それで何とか式といって、丸い図の中に赤や黄色や緑の点がばらばら入っているのですね。それを見て、数字だとかいろいろなものがの中に浮かんでくる人と、こない人、そういうものでもって検査をするというのをやってました。だけれども、それは差別を助長するだけだということになったのか、今はたしかやっていないのではないかというふうに思いますが、まず、その点確認します。

●委員長（佐藤委員長） 指導室長。

●指導室長（武山室長） 色覚検査、確かに最近では高校及び高等専門学校におきましても、色覚にちょっと問題があるからといって入学のほうを、選考にどうのこうのというのは、今なくなってきております。それを受けて、義務教育の世界におきましても、そういう検査というのは以前はあったのですけれども、ないです。ただし、就学児検査の場合におきましては色覚検査というのは実施しております。

●委員長（佐藤委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 厚岸ではどの程度の率で、いわゆるひと頃の言い方で言うと色盲色弱と言ったのだけれども、今はそんな言い方はしないと思いますけれども、そういう人は就学児検査が毎年行われているのであれば、ある程度の実態をつかめると思うのですが、どのぐらいの率で出現するものでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

●委員長（佐藤委員長） 再開します。
指導室長。

●指導室長（武山室長） 申しわけありません。ただいまそちらのほうの資料ありませんので、後ほど報告したいと考えております。

●委員長（佐藤委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 実は、今、色覚異常というような発想で考えてないようですね、この世界の専門家は。相当研究が進んだのか、もともとそうだったのか、そこらは僕よくわかりませんが、色というのは、そもそも本来そういう色が存在して、それを感じるのではなくて、光の波長を感覚器官のほうが色として認識しているだけですよ。それで、実はその認識の仕方に、詳しくはわかりませんが3パターンか4パターンあるらしいのです。それを1、2、3、4、5というふうな型でもし読んだとすると、1型というの8割とか9割とか、人の中でね。2型、3型と1型とちょっと違う感じ方をする人が、やっぱり全部合わせて5%いるのか10%いるのか知りませんが、あるらしいんですね。

それで、これは教育委員会だけの問題では町全体の問題にかかわりますけれども、例えば、今、このごろの例では旭山動物園というのが旭川にあります、これが何年か前から、そのこの掲示、看板、色のコースだとかいろいろなものを見せている、その1型、2型、3型、どれでも色で戸惑わないようにして、そしてつくっているというのです。それで、いわゆるほとんどのというか多くの1型の色を感じる人に違和感はないのだそうです。ちょっとした違いらしいのですが、それが非常にその型の違う人にとっては大きい。だから何か異常というような言葉を使ったり障がいというふうな言葉を使うと、そこに価値観が入ってくるというようなことがあるというふうに言われてますが、この色覚に関しては、今、そういう言い方がするようです。

それで、何年か前にもこの話をしたときに、教育委員会がそれを十分調査して、学校の中でもそういうものを生かしていきたいというようなお話があったんですが、その後、この点についてはどのような進展がありましたでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） どうも記憶が定かではないのですが、いわゆる80%普通に見えている人と、いわゆるそれ以外の色覚を持っているという中で、どういうふうなあれがあるかという調査については、申しわけないですが今このところできていない状況であります。

●委員長（佐藤委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 そのときもたしか、そこまで言ったかどうか覚えてませんが、Aさんが1型で、Bさんが2型であるという調査なんかする必要ないわけですよ。ただ、1型、2型、3型ぐらいまでの人は、いるかもしれないということを前提にして、そのどの人にとっても色分けがそのために非常な不便をするというふうなことないようなものを、進め方をしていけばいいのです。たしか東京都の地下鉄図もこの考え方を入れているようです。これ旭山ははっきりしていますが、たしか東京都だったと思います。そういう交通図にも、そういう考え方を入れているところがありますね。そういうような発想を入

れていただきたいということを前に申し上げたのですよね、管理課長さんは、今の管理課長さんでなくて前の方だったのではないかと思います、研究してそういうものを取り込んでいくと。

それから、もちろん庁内全部、教育委員会だけでなく、そちらのほうでもそういうふう to 考えるというふうなお話があったのですが、今のところ聞いていると、目のことだけになかなか見えないのかなというような気もいたしますので、これについてはやはり調査をして、一部の人が大変困るようなことのないように進めていくのが基本ですよ、それをお願いしたいということです。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 大変申しわけありません。まず研究させていただいて、どういふふうな色が見づらくてということも基本的な知識が欠けておりますので、まずは勉強をさせていただいて、対処できるようなものがあればそのように進めてまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員長） 他に、3目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ、進みます。
4目教員住宅費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 5目就学奨励費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 6目スクールバス管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2項小学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 3 目教育振興費。

3 番、石澤委員。

●石澤委員 就学援助費のことでお聞きしたいのですけれども、今、消費税が上がるということを含めてなののですけれども、就学援助に対する交付税措置がされてきていると思うのですが、厚岸は結構やっているのですけれども、生徒会費と P T A 会費と、それからクラブ活動費というのは就学援助の対象になっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 就学援助費の関係でございますが、厚岸町で該当となっておりますのは、学用品、通学用品、新入学の児童生徒の学用品、体育実技用具費、郊外活動費、これは宿泊を伴うものも入っていますし、宿泊を伴わないものも入っております。そのほかに、修学旅行費、あと給食費、医療費というふうになっておりますので、ただいま委員おっしゃいましたクラブ活動費等については、この就学援助費の対象になっていないということでございます。

●委員長（佐藤委員長） 3 番、石澤委員。

●石澤委員 これは何年かくらい前から国のほうで、それも対象にしないでというふうに通知が来ていると思うのですけれども、どうでしょうか、消費税を見込んで国が就学援助の予算化の増額について市町村教委へ周知徹底を連絡していますということなのですか。

●委員長（佐藤委員長） 休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時11分再開

●委員長（佐藤委員長） 再開いたします。

管理課長。

●管理課長（佐田課長） 貴重な時間、大変申しわけございません。

先ほどの質問でございました追加されたということでのクラブ活動費、それから生徒会費、P T A 会費につきましては、厚岸町としては現在やっておりますが、管内の中では一部浜中がやられているのかなと思いますが、他の町村におきましても検討をしているという状況の中で、現在は支給をしていない町村が多いというふうに認識しているところでございます。

●委員長（佐藤委員長） 3番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸の場合はそれを検討するという考えはないのですか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） この要保護、準要保護の児童生徒就学援助の関係につきまして、これまでもその質を落とさない中で保って支援をしてきているという状況にあります。昨今の経済情勢の中で財政的にも大変な事情のある中では、これまでやってきている就学援助費の維持をしていきたいということでもあります。それで、それをいかに保っていくかということが大変苦慮しているところでございまして、なかなかその追加項目についてまで助成をできていないというのが現状であります。

●委員長（佐藤委員長） 3番、石澤委員。

●石澤委員 全て町でやれというわけではないですよ。これは国のほうで単価というのがありまして、それで2分の1が国庫補助現状単価であるというふうになっていますので、少しでも出してあげることができるのではないのかと思いますけれども、この準要保護とか要保護の子供たちのために、そうすると今生活が大変になってくる分で、厚岸町の子供たちの範囲を広げるというようなことは、今の子供たちの1.2倍でしたか、厚岸の場合は、それを1.3倍という形で広げていくということも考えていないのですか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） この就学援助につきましては、昨年度からの話でございすけれども、生活保護基準が見直されたということで、それに伴っての影響が出るのではないかとということで、いろいろ報道等もされておりましたし、私どもも非常に心配していたところでございますが、国におきましては文部科学省の中で、その生活保護基準が去年の8月1日以降変わりましたが、以前の支給に基づく中での補助をしていくという方向を示しておりますので、厚岸町としましても、平成26年度以降も生活保護基準が変わりまして影響が出るところを、国が示したその基準どおりの中で厚岸町も支援をしてまいりたいというふうに思いますし、そのことによりまして影響が、これまで受けられていた方々に対しての影響は出ていないということになるかというふうに思います。

それから、今後、1.2から1.3のほうに拡大できないのかというお話でございすが、なかなかこれにつきましても、今の基準を保っていくこと自体が非常に大変な事情もありますので、現時点におきましては、1.2を変えない中で支援をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいというふうに思います。

- 委員長（佐藤委員長） 先ほど、12番室崎委員の質問の中の答弁の訂正をいたしたい旨、申し出でしたがございましたので先にこれを許したいと思います。

指導室長。

- 指導室長（武山室長） 申しわけございません。先ほど、12番委員のほうに色覚検査の関係で、就学時健診において実施していると私答弁をいたしましたけれども、こちらは視力検査の間違いでございました。2003年に法律の改正によって小学校4年生で設けられている色覚検査がなくなりました。それを受けて就学時健診においても色覚検査は実施しておりません。ただし、色覚検査がないのですけれども、保護者には、視力検査の中で、もし色覚等に異常があった場合は入学した後に学校の養護教諭に申し出てくれれば、そういった検査ができる旨を周知しているそうです。平成24年度、25年度につきましては、保護者からの検査依頼はなかったということです。申しわけございませんでした。

- 委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここで、小学校教育振興の中で、臨時職員賃金があるのですけれども、これは特別支援の関係だとか、あるいは復職教員の配置等にかかわる加配を考えての賃金だったか、ちょっと聞き漏らしたので教えてください。

それから要準用保護、先ほども質問しておりましたけれども、小学校は増になって、中学校のほうで減になっていますよね。中学校のほうに入って、委員長、申しわけないのでけれども、そういう関係なんですけれども、まずこの関係はどういうことからこういうふうになったのか、教えてください。

- 委員長（佐藤委員長） 管理課長。

- 管理課長（佐田課長） ただいまのご質問でございますが、小学校教育振興の中で、今年度の予算額が1,212万9,000円というふうになっております。その中の臨時職員賃金でございますが1,000万5,000円、これは昨年度は600万3,000円でございます。この差額が400万2,000円ございますが、これにつきましては、今年度小学校のほうで5名の特別支援員にかかわる支援員を雇用するということによりまして、増えたものでございます。平成25年の前年度は小学校は3名でございましたけれども、平成26年度は5名ということになります。

それから、要保護、準要保護の予算の計上に当たってなんですが、小学校では、これは11月時点での実態をもとに推計をしております、小学校は85人、それから中学校においては38人で積算しております。それで、昨年は小学校で74人、中学校では56人で見えていましたので、平成26年度と25年度の比較では小学校で11人の増、中学校では18人の減となっているところでございます。この結果、小学校においては、給食費を含めて136万7,000円の増となっておりますが、中学校においては178万3,000円の減となったということでございます。

毎年人数の積算に当たりましては、小学校の6年、中学校の3年生が卒業してまいりますので、その人数を差し引いた中で、新たに入学してくるそれぞれの1年生の人数を過去3年間の平均値をとって、その数字を1年生としてカウントしております。なお、補助費の内容が全学年に支給されているのであれば、入学時だけに支給されるものであったり、修学旅行費などの支給もありまして、一概に人数が多い少ないということで支給額が比例して、増減するというふうには限りませんが、ある一定の目安にはなってくるのかなというふうに思います。

本年度においても、各年度人数をもとに計算し、積み上げた結果が予算書にありますように、小学校では427万9,000円になり、中学校で294万3,000円というふうになっているところでございます。ただし、予算についてはこのようになっておりますが、例年新年度が始まってみないと、実際の要保護、準要保護にかかわる人数というのは確定してきませんので、所得状況によっては当然変わってきます。実際の人数にあわせた中で補正対応ということで、毎年させていただいているという状況にございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、これは特別支援学級の体制のための2名増を今回見込んでいるというふうに理解していいのですよね。

それから、準要保護の関係ですけれども、先ほどの質疑の中にもありましたけれども、生活保護費の切り下げがありましたよね。それで、そうすると当然その対象が今まで生活保護で対象になっていた方が外れる場合がありますよね。先ほどは、受けていた人はきちっと前年並みにやってきたというふうにしてますけれども、今まで要保護だったのが今度は準要保護にうまくいけるのか、それから、準要保護だったけれども、生活保護基準が下がって、それはカバーするような仕組みがあるというようなふうに先ほどの説明では聞いたのですけれども、そういうふうに理解をしておいていいのか。そうすると厚岸は生活保護の1.2倍となっていますよね。だけれども、今まで支援を受けていた子供たちは昨年どおり受けることができますよということになると、生活保護基準が下がったわけですから、その差というのは広がるのではないのかなと、そういう措置をとったのかどうなのかということを含めて、それはきちんと国のほうでもそのための予算措置をしているのかどうなのか、それも含めて教えてください。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 準要保護の関係でございますけれども、先ほどもご説明させていただきましたが、補助基準が下がったことによりまして、それぞれの家庭における収入をもとに、生活保護基準による1.2倍までの方々が補助の対象となってきました。それで、8月1日以降、生活保護基準が下がったわけでございますが、国においてはそれまで以前と同様の対応をするということでございますので、今後においても変わりはないということになります。

それから、保護の関係につきましては、当然保護の対象にならなくなった場合には、当然準要保護の基準に合致してくる場合が出てきますので、そういう方々につきましも、準要保護としての基準の中で援助をしていくという内容になりますので、これまで受けられてきた方々が同じ所得の場合は、これからも同じく支援が受けられるという内容になろうかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 説明が非常に上手で、私理解できないのですけれども、生活保護の基準は下がりますよね、去年からね、下がったわけでしょう。その1.2倍というふうに決めているのですよね、厚岸の就学援助の基準というのは、これは自治体ごとに違いますから、1.3倍のところもあれば1.5倍のところもあるし、1.1倍のところもあるというような状況で、厚岸町は1.2倍と決めているのですよね。それで、先ほどから国も厚岸町も従前どおりやっていますので、従前どおり受けることはできておりますし、できますという説明なのですけれども、実際その基準というのは、去年8月以降変わっているわけですよね。そうすると、去年厚岸にどのランクにいるかというのはわかりませんよ、この人数の中にね。生活保護の1.2倍というのですから1.0何倍の人も入るだろうし、1.2倍の人も入る。その幅は0.2か、その間からずっと広いわけですから、その間の人たちが生活保護基準が下がれば当然今までの収入状況からすれば、上のランクにいる人は外される可能性が強いわけでしょう。ところが今の話を聞いていると、厚岸町の中では、今までどおりできますと、今まで受けていた人がそこからはみ出すことはありませんので安心してくださいというような説明なんですけれども、そうすると1.2何倍とかいくのが、まだあるのか、それとも厚岸町はもう何だかんだ言っても、その間におさまる人の構成で全てが下がっても、おさまってしまうのですということなのか、今まで受けていた人も、そういうふうに理解していいのですか。その計算の仕方を教えてください。

●委員長（佐藤委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 実態として、昨年の8月の1日以降再計算をして該当する方はいらっしゃいませんでした。ですから、新基準で算定をしても1.2からずれて当たらなくなるという、計算上でそうなる方はいらっしゃいませんでした。

それともう一つは、本年度についても文部科学省が、これは補助事業ではないですから、基本的に文部科学省が決めたといっても、町が従わなければならないというあれではないのですけれども、ただ、文部科学省がそういう算定をしているという中での、要は8月1日以前の数値、ですから4月1日以前の数値として厚岸町としても出しているということです、今年度についても文部科学省の指示に従ってその基準を据え置いているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 3目、他にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 進みます。
3 項中学校費、1 目学校運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 2 目学校管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 3 目教育振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 4 項 1 目幼稚園費。
10番、谷口委員。

- 谷口委員 幼稚園のこの就園奨励費、これ減額になっているのですけれども、これは今後幼稚園は存続可能なのかなという気がしないでもないのですけれども、どういうぐあいなのでしょう

- 委員長（佐藤委員長） 管理課長。

- 管理課長（佐田課長） 平成26年度の積算に当たりましては、幼稚園に通う人数を40人で見ております。児童に関しましては昨今、出生率が下がってきておりますけれども、その中でもはっきりとした数字はつかめておりませんが、保育所に入れるのか、それとも幼稚園に行くかということについては、その家庭の考える中で行っておりますので、例えば50人の子供たちが幼稚園に通う、保育所に通うとした場合にでも、その幼稚園に何名行くかというのはなかなか把握し切れてはおりませんけれども、この援助費につきましても予定の中で推計しまして、予算として上げさせていただいておりますが、実態としては新年度に入りまして申請書が上がってきますので、その申請書を見た中でこれまでも対応させてきていただいておりますし、平成26年度も同じような形で対応をさせていただきたいなというふうに思っております。

- 委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 これも、この間議論した子ども・子育て支援、そういうほうと関係していくのかなというふうに思うのですけれども、このまま幼稚園の存続していくということで考えれば、この間は何か保健福祉課長の話を聞いていると、就学前の幼児が幼稚園に1

年間という感じで通園されるのが最近増えているような話もされていたように思うのですけれども、この奨励費は所得に応じて奨励されるものだったでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの幼稚園の奨励費につきましては、所得によって該当がそれぞれ違ってきまして、額もそれぞれ違ってくることになります。その内容につきましては、4種類の中で該当があるわけですがすけれども、それはその年によって、その人数も若干変わってくるという内容になると思います。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうするとあれですか、A、B、C、Dの4ランクあって、その収入によって補助金の額が変わってくるということなんですね。低い所得の補助基準みたいのがきちっとあって、その中に、ここに該当する人にはこの奨励費を補助しようというような、保育料の負担みたいな感じを、それが今度は補助金になっているのですよというふうな、保育料というのはちょっと言い方まずいですがすけれども、それに足らない分を何とかしましょうとか、そういう感じなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） 幼稚園奨励費につきましては、先ほど4段階と申したのですが、5段階の誤りですので訂正させていただきたいと思います。それで、また1子、2子、3子の中でも金額が変わってきておりまして、簡単に言葉であらわすのは難しいのですがすけれども、例えば第1子の場合は、生活保護の規定による保護を受けている者については12万3,000円であるとか、それから、市町村民税が非課税となる世帯には8万8,000円であるとか、それから所得割課税額が3万4,500円以下の世帯については6万2,500円とか、それぞれ細かく分けられており、それぞれの家庭の収入状況等によりまして、支給率が変わってくるということですので、毎年その課税ベースに市町村民税の額によって、支給される額も変わってくるという内容でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員長） よろしいですか。

他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ進みます。

5項社会教育費、1目社会教育総務費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 2 目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 3 目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 進みます。

4 目文化財保護費。

8 番竹田委員。

- 竹田委員 ここで文化財の部分についてお聞きします。

厚岸湖カキ島弁天神社弁財天座像ということについてお聞きしたいのですが、町の指定有形文化財になりました厚岸湖カキ島弁天神社弁財天座像についてなんですが、これを町の指定の有形文化財にしたといういきさつについて、まずお聞きしたいと思います。

- 委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） この座像につきましては昭和53年に指定されておりますが、
建立年月日については不明なのですけれども日鑑記だとか、休明光記、その他の文献にある程度記載されておりますので、文化財の裏づけとなる文献があるということで指定されております。

- 委員長（佐藤委員長） 8 番竹田委員。

- 竹田委員 資料を読ませていただいたのですけれども、1852年のときに、このカキ島をつくられて、この中に弁財天座像を奉ったということで、昔でいえば8寸、今でいえば約24センチの小さなものなのですが、これをこの中身だけが要するに町の指定の有形文化財になったということなののですけれども、要は座像だけが町の指定の有形文化財になったということだと思うのですが、その座像ですね、町指定の有形文化財にしたという大きな根拠というのは何だったのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長） 座像のみを指定したという根拠ですが、先ほども申しましたけれども、その座像についての文献根拠があったということで指定されておりますので、それ以上についてはないかと思えますけれども。

●委員長（佐藤委員長） 8 番竹田委員。

●竹田委員 資料には町の指定の有形文化財に、例えばしなければいけないきまりというのは何を根拠にあるのですか。

●委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 法令でいきますと、文化財保護条例でありますけれども、あくまでも保存されている保存会のほうから指定してもらえませんかということを受けて、そしてそういう裏づけとなるものを調べた上で、厚岸町の文化財専門委員会で諮って指定しているということでございます。

●委員長（佐藤委員長） 8 番竹田委員。

●竹田委員 調べて指定したと。何をもとに調べて、何を根拠にして指定したのかという中身について聞いているんですね。

●委員長（佐藤委員長） 休憩します。

午前11時46分休憩

午前11時47分再開

●委員長（佐藤委員長） 再開します。
生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、建立年月日については不明なのでありますが、日鑑記だとか、そういう休明光記、その他の記録にもあらわれていまして、文化年間に既に建立されているということがわかったということで、ご神体である座像については木彫りで、先ほどご質問者がおっしゃったとおりの内容のものでありまして、江戸初期のものと言われる美術品であるということで、そしてカキ島にあって、厚岸湖の守護神として敬愛されているということで、厚岸の歴史上の文化として適当と思われるということで指定されております。

●委員長（佐藤委員長） 8 番竹田委員。

●竹田委員 それを聞いたかったですよ。要は、では有形文化財にしてくださいということで町民から、例えば何でもかんでも頼めばありましたとって有形文化財になるものではないですよ。だから、その有形文化財に指定しなければならないという規定に

基づいて審査した結果、これは有形文化財に指定する値のするものであるということによって指定有形文化財にしたということですよ。

そこで聞きたいのですけれども、そこがとても大事なことで、それを言ってもらわないと次の話に移らないので、次の話をさせてもらいますけれども、指定有形文化財にしたということは、これをお聞きすると座像だけということなんですよ。では、その一般的に言われる座像の守る小屋という言い方が適当なのか、一般的には祠だとか言います。何と言うのか僕もよくわからないのですけれども、守るための建物という部分ですよ、正式な名前がよくわからないのですけれども、この弁天座像を物を保護するための社、建物なのかどうかかわからないのですけれども、建物を一緒に守っていかないとこの中身も守っていけないと思うのですが、以前昭和53年に町有志で組織する弁天神社保存会というところがあって、そこで大切に保存されているということなんですよ、その保存会の人たちが、この弁天島にある弁天座像を守る社というか建物を守っていくのに、大変苦勞をされているという部分で、ここに町指定有形文化財厚岸湖カキ弁天神社と、そのまま書かれているので、この厚岸町において、この厚岸湖内にあるこのカキ島弁当神社の社を含む弁天座像が大事なものであって、座像のみが大事だというもののとらえ方というのは、ちょっとずれているような気がするんですね。

では、その弁天座像をどこかに移設して、ただそれを守ればいいのかというと、今度は厚岸湖に弁天神社がなくなってしまうということになります。これは厚岸町がポスター等いろいろな宣伝効果にもなる、このカキ島の全てを顔として評価されるよう全面的に出しているわけですよ。この全面的に出しているものを全てをやっぱり町が守ることが大事ではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） おっしゃるとおりだと思うのですが、まず、この座像だけを指定にしたというのは、当然そこには厚岸湖に浮いていた島にあったということで、それを守っている御堂というか祠というか、そういうものがあつただろうと思います。ただ、その修理の経過記録をまず見ますと、嘉永年間だとか明治、昭和ずっと、いろいろと氷だとそういう被害を受けている。そういう中で、昭和53年に指定したのは座像だけです。これはそういう建物も修繕を重ねてきていますので、そういうものには指定は及ばなかったというふうに理解しております。

そして、そういう中で、厚岸町は指定だけで終わらせるだけではありませんので、平成9年には社台の土台を含めて修繕には協力してきております。これにつきましても、土台を大規模改修をして、そして町の助成をしているという中で、座像を守るという社殿そのものについても厚岸町としては保存会に対して、いろいろな相談に乗ったり、こういう助成もしているということですので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 8番竹田委員。

●竹田委員 助成をしているというのは僕も初めて聞くのですけれども、この大規模改修

したときに、町として、どれだけ補助したのかがわからないのですけれども、それをちょっと教えてもらえますか。

●委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 平成9年に修繕を行ったときには、約1,180万円の費用がかかるということで、保存会のほうから話がありまして、そのときには町の建築担当者とか土木担当者も島に渡りましていろいろ技術指導を行っておりますし、金額的にはそういう額がありまして、保存会のほうからは200万円の助成をお願いしたいということで来ておりました。そのほかにそのときには漁協から100万円と、カキ・アサリ漁業者から660万円、それと奔渡自治会が220万円という数字になっております。

●委員長（佐藤委員長） 8番竹田委員。

●竹田委員 金額早過ぎて書きとめられなかったのですけれども、要は町のほうからも補助したということですよ。書きとめられなかったのですけれども、幾らかわからなかったのですけれども、平成9年に1,180万円のうちの幾らかを補助したということなんですよ。この建物全部をこれからも守っていかなければならない施設なのかどうなのかという、あるかないのかという話になると、それはどうとらえているのか町として。

●委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 町の指定物件ですので、当然保存をされる保存会の皆さんと町も一緒に守っていかなければならないものだというふうに考えております。ただ、以前に伺った中では、最近は余りないようですが、やはり氷の影響で相当傷むときがあるということで、陸に上げたいとかという話もありましたけれども、それについては、我々のほうからどうのこうの言える話ではございませんので、当然保存会として、今のところで守っていきたいということになれば、先ほど申しましたとおり、厚岸町としてもできる限りの協力はさせていただきたいと考えております。

●委員長（佐藤委員長） 8番竹田委員。

●竹田委員 嘉永3年、1791年ころの東蝦夷道中記というところに、元来、波の中にカキ積みりて、一つの島となればという記があるのですけれども、その日鑑記の中にも示されているといった部分だと思うのですけれども、昔はその三日月型の島が隆起してあって、幅が約10メートル、長さが約70メートルの島で形成されて、その上にもともとこの神社の祠というか、物があったというふうに記されているのですけれども、この隆起されたその島に、昔は平屋の建物があって、そこに何かの今で言うイベントとか何かがあれば、そこに水上タクシーなるものの船で渡って、そこで、言葉は正しくないのかもしれないのですけれども、そこで飲み食いのお祝いをしたという、大体36人から40人くらい

の人間が入れるくらいの建物があつたということで、当時の厚岸町の豊かさというのですか、厚岸の豊かな歴史をうかがえるような、そういう施設まであつたと。ところが十勝沖地震などによる地盤沈下で、ほとんど水没してなくなってしまったような状況になってしまったということで、この弁天神社自体が厚岸の歴史を物語っていくような大切なものであるということで、要は、これからもこの厚岸湖の弁天神社を守っていくために、町が率先してやるということ自体が、保存会というものがあるので率先としてはできないかもしれないけれども、守ることによって町の応援を今まで以上にやっていかなければいけないというふうに思うのですよ。

確かに町側もわかっていると思うのですけれども、本当に老朽化が非常に進んでいると。コンクリートの側が剥離して鉄筋がむき出しになってきているような状況にあっているということで、今後ともまたそれを直すために多額な費用がかかるという部分が懸念されているということです。

町長、ぜひこういう大切なものを守っていくために、町側としてこれから何ができるのか、それも含めて一遍にお金がかかるとなると大変なので、将来を見据えた中でこの保存会とどういう形でまた応援していけるのか、検討していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今、いろいろとお話を伺って、私もそのあたりは理解はしているのですが、実は、平成24年の7月にうちの担当者が島に渡りまして、いろいろと保存会の方々とお話ししているのですが、そのときには、そういう状況だということで保存会のほうから意見はなかったものですから、そのあたりの認識はなかったのですけれども、先ほども言いましたとおり、平成9年に大きいものを改修したときにも厚岸町は協力しておりますし、あくまでも文化財保護条例にのっとった中での町の対応をさせていただきたいというふうには考えております。

●委員長（佐藤委員長） 8番竹田委員。

●竹田委員 わかりました。

●委員長（佐藤委員長） 12番委員さん、午後からでよろしいですか。

それでは、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時からといたします

午前11時59分休憩

午後1時00分再開

●副委員長（中川副委員長） 再開いたします。

委員長、所用のため、暫時、副委員長の私が委員長と交代いたします。

4目文化財保護費。

12番、室崎委員。

- 室崎委員　ここで、i チャレンジという事業に基づいての獅子舞伝承映像資料制作というのがあります。それについてその内容についてお聞きいたします。

まず、このi チャレンジ事業については、前の議論でも出てまいりましたが大変にいい企画だというふうに私も思っております。こういうことによって町職員、特に若手の町職員が自分の部署を超えたいろいろな発想や企画を表に出して、それをまたみんなでもんで一つの事業につくり上げていくという過程がみんなに見える、こういうことは非常にいいことだと思っております。この前の議論で少し厳しい耳障りなことを申し上げたのですが、中身が非常にいいだけという意味ですので、その点は意のあるところをお酌み取りいただきたい。

その上で、今回のこの四つのうちの一つ獅子舞伝承映像資料制作についてお聞きますが、これはここにも書いているとおり獅子舞についてのDVD、ですから音と映像をきちんと撮って、それを後世に伝承していく、そのことをちゃんと行おうということですよ。これは今情報館に行くと、毎年の夏祭りの模様は音と映像で撮っていますよね。だから、そういうのとはまたちょっと次元が違うきちんとした民俗学や文化人類学でもって芸能という分野がありますけれども、その芸能の資料として、実際にそれを継承して行う人のためだけではなく、いろいろな研究者だとか、そういう人たちの資料にも耐え得るだけのきちんとした、そういう芸能の伝承という視点を入れたものとしてつくっていくのだらうというふうに、この企画書を見ると思われますが、そのような解釈でよろしいのですね。

- 副委員長（中川副委員長）　生涯学習課長。

- 生涯学習課長（桂川課長）　内容的にはそのような方向性で考えております。ただ、今回獅子舞の資料制作なのですが2カ所を今、若竹と奔渡の獅子舞を予定しているのですが、そういう中で以前にも私も考えたのですが、なかなか根拠となるもの、文献となるものが発見できなかったというのがあって進められなかったのですが、今回、今インターネットが発達しておりますので、そういう意味ではそういう形で進めていって、この資料そのものは20分程度を考えていますが、全体的なほかのところにも出せるようなものとしては、もっと長い時間を費やして残しておこうと。そしてその上でそのルーツを探っていこうというふうな考えではあります。

- 副委員長（中川副委員長）　12番、室崎委員。

- 室崎委員　それでもう一つ、これも余計な話だと言われればそれまでなのですが、こういうものには、たら、ればというのは禁句なのですね。もう10年早かったらというのですよね。前にもこういう話が議会でやったかほかの会議でやったか、もう忘れましたが、話題になったときに、この獅子舞に関して原形をきちんと押さえている人がいるんだらうかというような危惧が出ていたことがあるのですが、その点についてはもう押さえて

いるんですね。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今、申し上げましたけれども、基本的にこの踊りは明治の時代に入ってきたと。その方が踊って、そして、今、若竹で指導をされている方が伝承しているというふうに伺っておりますので、それを我々は今のところは原形と考えています。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これは、要するに獅子舞というのは夏祭りに舞われるものですよね。そのときに厚岸特有のだと思うのですが、山車、若囃子なんていうふうな言葉で言われてますが、それもありますね。それから、それと一体なんでしょうけれども、非常ににぎやかな勇壮な部分と、それから静かに流れる音楽がありますよね。それも上りと下りと人によっては4種類というふうな言い方をするようであるようですが、そういうものを含めて今回記録をきちんと撮るということでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 現在、山車の競演とかでやっているのは、一つのパフォーマンスでありまして、これについては多少画面上では入るかもしれませんが、そういう記載等はしないで、今おっしゃったとおり本当の原形となるものを押さえながら、そして上り下りだとか、私ども4曲あるのだとは知らなかったのですけれども、2曲は知っていましたけれども、そういう中で音楽、そして獅子の役割だとか、あるいはおかめ・ひょっとこの役割だとか、そういうものを調べていきたいというふうに考えています。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 4曲というのは、そんなに根拠ありませんから、詳しいと称する方が、この前2曲でなくて4曲だと私に言ったので、私もびっくりして言ったので、もしかしたら2曲かもしれません。それはこだわらないでください。それで、今のこの内容はわかりました。

ところで、こういうものは海事記念館といういわば厚岸町には博物館活動の拠点がありますよね。ここでは既にこういうようなものを行ってはいないのでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） お祭りについては、ないんですが、ほかの部分でいろいろと漁業関係の船頭さんと呼んでの討論会だとか、そういうものでは残していますが、こう

いお祭りのなものでは海事記念館にはないです。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと話を絞ってお聞きします。いわゆる厚岸町の芸能というものについて、きちんとした後世に伝承できるようなものとしての記録保存を厚岸町の海事記念館、厚岸町には人口1万人の小さな町でありながら学芸員が2人いますよね。こういうところは非常に珍しいのだそうですが、それだけ充実した体制をとっている文化財保護体制といえるでしょうか、その中で、この芸能に関してきちんとした視点からの保存をして後世に伝えと、その手段、記録媒体としてビデオテープでも、それからDVDでもいいんですが、そういうものを行っていなかったのかということをお聞きしているんです。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 芸能としましては、厚岸神楽だとか、そういうものはありますけれども、ほかにいろいろと調べたいことはいっぱいあるのですが、そういう中で、今回はこれを一つですし、神楽もそうですけれども、そういう中で学芸員の仕事の一つとして、これからのいろいろなものが出てくれば、またやっていきたいなと思うのですけれども。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今回、獅子舞伝承に関しては非常にいい企画が出て、これでもって進められるということはわかったんですが、今までやってきたこと、そして、これからやろうとしている海事記念館を中心にして動くんでしょうけれども、そこでは、これに類するようなものについてはどういうことをやっており、どういう計画を持っており、これから年次でも何でも結構だが、こういうものをこのようにとっていくという話が、今出てこないんですよ。抽象的ないろいろありましてというふうな話では、こちらは納得できません。きちんとした答弁をしていただきたい。専門家が2人いるのですから、厚岸町は。

●副委員長（中川副委員長） 休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

●副委員長（中川副委員長） 再開いたします。
生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 今のところ基本的に指定文化財にされている、先ほど申し

ましたけれども厚岸神楽については、そういう形で進めているのですが、ほかについては今のところはまだ進めていないというのが現状でございます。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 指定文化財になっているいないで、その事業が分かれるというのも、こういう部分に関してはおかしいんですよね。むしろ大事なものであれば文化財に指定していくべきものでしょう。そのためにはこういう資料が必要なんですよ。それが先ほど何かの答弁のときに、教育長に鶏と卵と言ったけれども、これは鶏と卵ではないですよ。先にやはり資料をつくらないと文化財指定だってできないのですよ、特に無形文化財は。

それで、今、お話し聞いていると、そういう計画どころは視点もなかったんじゃないですか、厚岸町の文化財保護行政には。それで、厚岸神楽ですか、これについてはそういう、ここに書かれているようなきちんとした視点で、それを後世にきちんと伝承するための資料としてのビデオなりDVDなりを、もうつくってあるというふうに理解しているのですか。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 神楽につきましては、そういうふうに理解していただいて構わないと思いますが、今回のこういう事業につきましては、我々としても、まずこういう映像を残して、そして本来文献だとかそういうところは調べていければいいのですが、基本的にまずはiチャレンジの提案に沿って、まず映像を残す。そして、そのルーツを探していく、そういう中で文献的なものを史実として調べられていければ、将来的には指定にもっていききたいなという考えは、これはあります。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 iチャレンジを、どう発展させていくかという話を聞いているのでは、今はないんです。今まで厚岸町のこういうものに携わって、当然やるべきである立場の人たちは何をやってたのか、どういうことをやってたのか。そして、どういう計画を持ってこれから進めようとしているのか。映像として残すべき、これは無形文化財になるだと思のですが、それは獅子舞と厚岸神楽だけなのか、それとも、ほかにもまだあるのか、そういうことを聞いているのですよ。いろいろありましてでは答弁になりません。忙しくてというのも答弁にはなりません、お答えいただきたい。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 大変申しわけありませんが、そこまで仕分けしておりませんので、今後そういうことを念頭に置きながら、事業を進めてまいりたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 例えば、ふるさと友の会だとか、あるいは町史の編集委員会かなんかのときだとか、それから、こういうのに関連して幾つかそういう集まりがありますよね。そういうときに、もう10年も前からこの厚岸特有の音曲や舞、そういう無形文化財ですね、こういうものについては人がその伝承している何とかさんが動けなくなったら終わりなんだから、早いところ保存しなければならないねという話は、学芸員も一緒に出ている席で何度も私聞いているのですよ。それが全く今まで前へ進んでなかったということです。そして、必ずそういうときに出てくる話は、今、この事業で忙しくて、これか終わったらすぐ、非常に耳障りのいい話が聞こえてきて、そのままになっている事例が幾つもあるのです。だから、あえてきついことを言わせてもらっています。

それで、今、いずれにせよ、これは物すごくいいことです、ぜひ進めていただきたい。それから、それを発展させて、芸能については全国の分布図がありますよね。そのどれに載るのかという研究はこれ大変難しいものがあるようです。特に北海道は難しいらしいです。それも沿岸部は難しいんだそうです。というのは、船で動きますから、どこから伝播してくるかというのが非常に広範囲にわたるということもあるようです。そういう点でよろしくお願ひしたい。

それと、今、芸能に関して絞ってお聞きしましたが、それ以外にも例えば海事記念館に船の道具がいろいろありますね。もう既に使われなくなった道具というのがたくさんありますよ。例えば、櫓一つとっても、今きちんと櫓を漕げる人がどれだけいるのかという話になってきています。それから、僕ら子供のときにトオといいました厚岸湖の中は、帆掛け船で動いてましたよ。その帆掛け船の操船という言い方が今できる人がいるのかどうか、甚だ難しいですよ。というふうないろいろなものがあありますね。そういうものの中にも、今、物だけはあるのですよ、櫓はね。だけど、その櫓を実際に船につけてこういうふうにかす、櫓も2種類あるそうですね、大きく分けて、加賀櫓と南部櫓と。それでもって違うのか違わないのか、早緒の付け方は違うそうですけれども、それで、そういうようなものを一つ一つ映像保存も必要だと思うのです。そういうことを含めて、これからやらなければならないもの、そしてそれを年次計画、それを早急に出していただきたい、いかがでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 少し時間はかかるかと思いますが、そのあたりを前向きに考えながら、後日資料を提出させてもらいたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 4目、ほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。

5 目博物館運営費。

(な し)

●副委員長（中川副委員長） 6 目、情報館運営費。

(な し)

●副委員長（中川副委員長） 6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

(な し)

●副委員長（中川副委員長） 2 目、社会体育費。ありませんか。
12番、室崎委員。

●室崎委員 総務費のほうで聞くのか社会体育で聞くのか、ちょっと戸惑っているところがあるものですからお許しいただきたい。

今、パラリンピックというのをテレビで随分映っていますね。何か聞くところによるとオリンピックが3つあって、私たちがオリンピックと言っているものと、パラリンピックと、芸術の祭典と、この3つでもって一つなんだという話もありますよね。今、随分とマスコミもパラリンピックについて報道するようになりました。ひところは刺身のつまのような扱いでしたが。それで、そのパラリンピックがどうのこうのというわけではないんですが、実は運動の種目によりまして、障がい者の人も健常者の人も同じレベルでできる競技というのが、数はそんなに多くないでしょうけれどもあるんですよね。

例えば、目の悪い人の何とかボールといって、ドッジボールのようなものを右と左に分かれて、ラインがあって、転がすんですね。そして、相手はそれを自分たちのラインから後ろに持っていかないように押さえるんですね。そういう競技がありますね。あれはボールに鈴でも入っているのかな、ちょっとよくわかりません。これを健常者がやるときには、アイマスクをかけるのですよ。そうすると見えないという点で同じ条件になるのですね。結構場所によって普及しているようです。

それから、私が知ってるのでは、シットバレー、座るバレーですね、バレーボールでお尻を床から離してはいけないんだそうです。そうすると健常者もそういう障がいがある人も同じレベルになるんですね。もちろんネットはずっと低くなると思いますけれども、これは前にテレビに出たことあるのですが、シットバレーのその障がい者の人たちのやっぱり大会があるんですね。そこで優勝したチームと、バレーボールのナショナルチーム、本物のバレーボールですが、そのナショナルチームがシットバレーでもって試合やっているんですよ。そして全日本のバレーボールのナショナルチームが負けたんですね。インタビューを受けたときに、そのキャプテンは、大変悔しいと、この次には必ず自分たちが勝つとリベンジをするというふうにまじめに答えていまして、私は感動しました。そういう態度が必要なんですよ。

それで、そういう種目と幾つかあると思うんです。これを町民体育大会でも何でもいいのですけれども、いろいろな機会を見て、この町でも普及させていけないだろうか。ひとりのソフトバレーですか、ああいうような、あるいはゲートボールやパークゴルフのように、みんなが親しめるものになっていけないだろうか。そうすると、バリアフリーがどうだとか、そういうような話を口で言わなくても、みんなが皮膚からそういう感覚が入ってくると思うのです。そういう意味でも、昔はピンポン外交なんていう言葉もありました。スポーツというのはいろいろなところで人と人のつながりをつけていくものですよね、そういうものとしてこれは十分町のスポーツ振興だけではないところでもお役に立ち得るのではないかと、そのように思うのですが、いかがでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 確かに、今、いろいろなスポーツがございます。Ｕスポーツと言われるものからいろいろありますけれども、大変申しわけないですけれども、その障がい者のスポーツについては大変疎いと正直言いまして、今聞いた、見たことはあるのですけれども、では実際それがどんなルール云々ということでは把握しておりません、正直言いまして。これらも含めて、障がい者の方のスポーツ参加については、前に障がい者の人たちに声をかけたとがあるのですけれども、レベルの高いものを目指すのではないのですけれども、なかなか参加をいただけないということもありますし、では、今言われたとおり健常者がまずやってみようかということも一つの方向かなというふうには感じます。少しどんなスポーツがあるのかを調べさせてほしいと、障がい者の方がやっている、健常者も含めてできるスポーツ、そういうものをまずは調べさせていただきながら、どのような形でできるかと、ちょっと検討させていただきたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 12番、室崎委員。

●室崎委員 よろしくお願ひしたい。

それで、くどくて悪いのだが、もう一度言いますが、障がい者だけの障がい者スポーツ大会をやっても、皆さん出てきません。あなたは障がい者ですから、健常者のスポーツ大会ではなくて障がい者のスポーツ大会やりますから出てきてくださいと、レッテルを張って、首から障がい者という札を下げて出てきてくださいと言われる、という印象を持たれるんですよ。そういう障がいのある方に、身体障がいの方ですが、話を伺っていると、病院でお医者さんにあなたはこの器官については、もうこれ以上やっても元へ戻らないと。だから障がい者何級の申請をしてあげるからと言われたときが一番辛かったとおっしゃいます。お前は障がい者なんだよ、社会の片隅で邪魔にならないようにひっそり生きていきなさいと言われたような気がしたと、こういうふうに言います。そういう人たちを、いやいやそうではなくて一緒にやろうやというがノーマライゼーションだとかバリアフリーというものの考え方ですよ。

だから、区分けするのではなくて一緒にやれるものを考えて、そして一緒にやっいてこうという趣旨でお願いしたいということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 先ほどの答弁で、もし誤解といいますか、決して障がい者の方に声をかけてというのは、障がい者の方だけでやろうという考えではございませんでした。確かに今言われたとおり健常者含めて一緒に楽しんでもできるスポーツがどんなものがあるのかと、まずはそれらで、そして厚岸では何ができるのかということのを少し検討をさせていただきたいということをお願いいたします。

●副委員長（中川副委員長） この目で、ほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。
3 目温水プール運営費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 4 目学校給食費、ありませんか。
9 番、南谷委員。

●南谷委員 9 款 6 項 4 目学校給食費でお尋ねをしていきます。

まず、365ページ、ねずみ・昆虫防除委託料 5 万 2,000 円で計上になっているのです。まず、この事業の内容についてどんなことをされるのか、お尋ねをさせていただきたい。

それから、地産地消とよく言われるんですけども、平成 26 年度の給食につきまして、地元の食材を利用して、どんな事業を計画されているのかお尋ねをさせていただきます。

それから、3 点目なんですけれども、1 食分のカロリーなんですけれども、小学校、中学校、それぞれカロリーは私は違うのではないのかなと思っているのですけれども、平成 25 年度の 1 食当たりのカロリーがどのぐらいになっているのか、それで平成 26 年度はどのようにカロリーのベースでは同じなのかどうなのか、その辺について簡潔にお答えいただきたい。

●副委員長（中川副委員長） 休憩します。

午後 1 時 28 分休憩

午後 1 時 34 分再開

●副委員長（中川副委員長） 再開いたします。
給食センター所長。

●給食センター所長（田中所長） 貴重なお時間申しわけありません。

ご質問者の3本のご質問があったかと思うのですが、まず、1本目なんですが、ねずみと昆虫の駆除の関係だと思います。これは給食をつくる上での衛生基準法の中で、未然防止ということで、昆虫もしくはねずみの害のないようにということで決められているもので、年1回ということで、毎年1年に1回ということでやらせていただいております。

それから、地産地消の関係では、厚岸町で採れる水産関係、水揚げされるカキ、アサリ、ホッキ等のそういう食材を使って給食を子供たちに食べてもらうということで、カキご飯だとか、それからアサリのクラムチャウダーとか、ホッキのカレーだとか、最低各品目で1回以上は予定をしております。

それから、カロリーについて、これは昨年平成25年の4月1日から栄養価が変わりまして、小学校が低学年だと530キロカロリー、中学年だと640キロカロリー、小学校高学年だと750キロカロリー、それで中学校だと820キロカロリーというふうになっております。

●副委員長（中川副委員長） 9番、南谷委員。

●南谷委員 唐突で大変申しわけありませんでした。年1回ぐらいねずみや昆虫関係についての事業をやられるというのですけれども、どこに、どういう薬をまくのか、その作業自体が僕は理解ができなかったものですから、どんなところへ例えば施設の中で新しい施設でねずみが走って歩くわけではないんだろうなと疑念に思ったのです。周りなのかとか、やる事業はどこにどういう作業をされるのかというのを、もうすこし教えていただきたいと思います。

地産地消については、しっかりやっていただきたいと存じます。

3点目でございます。この4月から変わって、平成26年度今年度についてもカロリーは同じという認識をさせていただきました。そこでお尋ねをさせていただくんですが、消費税率が改正になりまして、給食費の値上げが実施されることなるわけでございますけれども、新聞等でも非常に話題になっているわけでございますけれども、本町の児童生徒の体力というものは、先ほど12番さんへの答弁にも教育長からありました。若干体力が弱いのだというお話はありました。体力的に少し弱い傾向にあるということが、きょうの午前中の何かの質問の中で伺ったのですけれども、そうなのかなということも判断をさせていただいたのですけれども、その中で、今回消費税の値上げが消費税分だけの値上げというふうに理解しているんですよ。実際に厚岸町の児童生徒の体力、健全なる体力を養っていくために、私は給食センターはしっかりと十分踏まえたカロリー計算等もされて、この平成26年度の計画を樹立されたと思うのですけれども、そこで疑念に思ったのは、消費税分だけの値上げなんですよ。ところが食材というのは、マスコミ等も含めて値上がり傾向にあると、便乗値上げではないのでしょうかけれども、そうした中で平成26年度というのは、消費税分だけの値上げでカロリーが4月から上がってきて、給食費が上がってないわけですから、それで十分なのかどうなのか、その辺の検討はどう

いうふうにされたのかについて、お尋ねをさせていただきます。

●副委員長（中川副委員長） 給食センター所長。

- 給食センター所長（田中所長） 先ほどのねずみ、昆虫の駆除の関係なんですけれども、どうしても食品を扱う場所というのは、なぜかそういう害虫と呼ばれるものなんですけれども、そういうものが寄ってきたりだとか、そういうことがあるんですね。ねずみ、それから害虫ですね、施設の周りだとか、それからあと排水、雨水もそうなのなんですけれどもねそういう水がよどんでいるような場所だとか、どうしてもあちこちにはあります。あとドアの関係です。毎日のように食材が入ってきますので、そのたびにシャッターを開けて食材を中に入れて点検するのですが、そのときにどうしても食材と一緒に紛れ込んできたりとかということが、ないことはないです。

あと、最近あったのは、施設の中の改め口というか、そういうところをちょっと業者さんの関係であけておいたことがあるんですけれども、施設が新しくなってから、そうしましたら、施設がまだ1月とか2月のときに蚊が出てきたんですね。なぜそんな時期に蚊がと思ったのですが、どうしても下の地下のところというのは暖かいようなんですね。それで、いつの間にか蚊が1匹紛れ込んできたということもありますので、そういう部分では、衛生基準から言うと、どういう施設であっても最低年1回についてはそういう害虫だとか、強いて上げるとねずみですね、そういうものの汚染がないようにということで、年1回の委託ということで業者さんをお願いをしている状況です。実際には新しい施設になってからは、ねずみがどうこうとかいうことはなかったです、幸いなことに。それは毎年これからもずっとやっていくべきことではないかなと思います。

それから、カロリーについては平成25年の4月1日に変更になりましたので、ことし26年度4月1日以降も、先ほど言いましたカロリーということでやっていきます。

それから、消費税絡みの便乗値上げがどうなのかということなんですけれども、値段が高ければカロリーが高いというわけではございませんので、安くてもカロリーが十分にあって、おいしく調理ができるというものもありますので、一応今回は平成26年4月1日から8%ということなんですけれども、とにかくそれでまずはカロリーの部分の確保と、それからあと消費税の3%の値上げの部分については、何とかやってみたいなと、やっていけるのではないかなということで、今回は値上げの分だけの給食費の値上げということで私たちは決定をいたしました。

以上です。

●副委員長（中川副委員長） 9番、南谷委員。

- 南谷委員 衛生管理につきましては、時々新聞等にノロウイルスの関係とか、食あたりの関係、給食センターの話題というのは全道あちこちあるわけでございますから、ただ、当給食センターは非常に新しくなって、施設もということなのでしょうけれども、先ほど言われましたように蚊が1匹出てきても大変な騒ぎになるでしょうから、これからもしっかりと衛生管理に努めていただきたいと存じます。

3点目の関係なんですけれども大変心強い、上げることがよくないということではないのですけれども、もう少し伺いたいのですけれども、例えば栄養士さんなんかもあるし、厚岸町の教育委員会、給食センター運営委員会等もありますよね、この辺で体力の関係、カロリーの関係とかについて、給食センター独自で十分なのかどうか、子供たちに適切な判断というのは、どこでどのように協議をされて適切なのかどうかということも協議されているのでしょうか、どうなのでしょう。それとも、給食センターで独自で栄養的にと、十分だとか、そういう判断なんかは私はそういうものは町全体でというわけにはいかないけれども、わからないから聞くのですけれども、運営センターと関係等も含めて、私は今回値上げがそれで大丈夫なのかな、カロリーが大丈夫なのかな、そっちのほうに詳しくないからあれなんですけれども、非常に憂慮しているのです。しっかりと厚岸町の子供たちに十分な給食を与えているのが、これが適切なのかどうかということの判断というか、そういうところはどこで協議をなさっているのかお伺いをいたします。

●副委員長（中川副委員長） 教育長。

●教育長（富沢教育長） 給食センターのカロリーについては厚生労働省なり、文部科学省のほうで決められたカロリーです。逆に言うと、私どもは給食が一番理想的なのだろうと、家庭の食事の中で逆に言うと栄養過多になってないだろうかと。先ほど体力の話をたしか10番委員のときにお話ししたのかなと思うのですけれども、うちの町の傾向は、北海道がぼっちゃり型に対してもうちちょっとぼっちゃりなんです。ちょっと栄養の取り過ぎではないだろうかと。運動不足と栄養過多というふうな傾向があって、例えば内臓障害とかもちょっと心配があるなというふうに思っているところなのです。ですから、逆に言うとカロリーもそうですけれども、栄養価についてもバランスのいい食事を出していただけるように家庭にお願いしたいということで、給食については私は全然心配はないというふうに受けとめております。

カロリーなり、そういう栄養価の部分については、うちの栄養職員が管理栄養士ですので、その中で適切な栄養素等カロリー量を計算して、これについては毎月の給食だよりでどのような食材を提供していますということはお知らせをしておりますし、もちろん運営審議会の中でも毎回の食事内容についてもご報告させていただいておりますけれども、この点について精査をされるとかという内容ではないというふうに思います。

●副委員長（中川副委員長） 9番、南谷委員。

●南谷委員 よく、児童・生徒の実態もわかりましたし、ただ私は、センターが今言われるように自信を持ってやられているんですけれども、やはり運営委員会が適切なのかどうかともわからないんですけれども、そういう状況を踏まえて、やっぱり年に1回でもいいですから、町全体として教育委員会が適切なのかどうかも含めて、栄養士さんだけではなくてトータルの立場で、1回検証し合うということは大切ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 給食センター所長。

●給食センター所長（田中所長） そうですね、多分子供さんが小学校、中学校に通って
いられない町民の方は、給食センターの給食の内容がどういうものなのかはちょっと理
解されていないかなと思います、ましてカロリーという部分については。そうですね、
もし可能であるならば、年に最低1回ぐらいは町民の方に試食をしていただいて、実際
にどういうものを給食センターで子供さんたちに食べてもらっているのかという、そうい
う企画というのは必要ではないかなと思います。もし許されるのであれば、年に1回程
度そういう企画をもって、町民の方に味見をしていただいて、本当にこれがカロリーの
にどうなのか、それから給食費的にどうなのかという、そういう催しというか、そうい
うのがあってもいいかなと思いますので、平成26年度からちょっと考えてみたいと思
います。

●副委員長（中川副委員長） それでは、4目の学校給食費、ほかございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。

366ページ、11款、1項公債費、1目元金。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。

2目利子、ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、12款、1項、1目給与費。

6番堀委員。

●堀委員 ここで障害者雇用についてお伺いしたいと思います。

障がい者の法定雇用率については、私、何度か質問させていただきましたけれども、
たしか4月1日からの任用に当たって、障がい者の方の募集をされていたと思うのです
けれども、その状況がどうなっているのかを、まず教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 総務課長。

●総務課長（会田課長） お答えをいたします。

3月の日にちは忘れましたが、この間募集をしておりました。身障者手帳を持っ

ている方を2名ということで募集をしていたところでございます。それに対して応募は1件ございました。ただ、この任用するかしないかについては、今この場では申し上げることはできませんので、ただし、4月1日から今の状態ですと、ポイントで言わせていただきますと2ポイント、厚岸町職員の中での達成しないという部分がありますので、今回の任用をするかしないかは別として、4月1日以降、再度この2ポイント足りない分について努力をしてまいりたいというふうに考えています。

●副委員長（中川副委員長） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

ただ、今回の募集の中身というのが、私もよくは承知はしていませんけれども、問い合わせの中とかでは、窓口業務につく方という業務の大体めどというものがあつたみたいなのではけれども、そうすると、例えば考えていただきたいのは、やはり窓口業務となれば障がいの区分というか程度というものもある程度、例えば限られてしまうのではないのかなと。例えば口の不自由な方とか、目の見えない不自由な方とか、耳の不自由な方とかといった方とかであれば、そのような業務につくのは町民との接するところでしょうから難しいのかなというようなことでは、思うのですよね。ただ、そうじゃなくて、もう一歩進んだ中で障がい者雇用というものを考えていただいたときには、やはり障がいの程度というか、その者にもかかわらず申し込み、そして採用をされた方のその状態にあわせた業務に就けるような、そういうものをもう少し考えていただくことが必要なのではないかなというふうに思うのですよね。この関係については北海道の労働局のほうからも当然指導や何かは入っているとは思いますが、やはりもう一歩進んだところで進んでいただくように切にお願いをしたいと思います。

そこで、あとは給与費のところでは、373ページに明細書というのがあるんですけれども、できましたらば、ここの例えば376ページの2ですか、ここのあたりにも障がい者の法定の雇用率ですから、その法定の雇用率がわかるような形の中で障がい者の雇用者が何人いるのかとかいうものを、明示することができないのかどうなのか、それを見れば一目でわかると思うので、やはりこういうようなところでも何か明示をしていただくことができないのかということで、質問いたします。

●委員長（佐藤委員長） 総務課長。

●総務課長（会田課長） まず、一つ目の任用に当たっての職をどうするかということでありますけれども、一応今回は一般事務ということで、窓口業務というのはあくまでも目安ということで考えていただきたいと思います。当然その受けられた方の障がいの度合いですとか、あと状況、これらを勘案した中で、その職務については考えていきたいというふうに考えております。ただ、今回はあくまでも一般事務ということで考えているものでございます。

その障がい者雇用の部分につきましては、ある一定の様式の定められた中で、どのような形でそれが記載ができるのかどうかということにつきましては、まずは研究をさせていただきますというふうに思います。

●副委員長（中川副委員長） 給与費、ほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進んでまいります。

370ページ、13款、1項、1目予備費。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、372ページから376ページ、給与費明細書であります。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 次に、1ページの第2条債務負担行為について、6ページの第2表、377ページから380ページの債務負担行為に関する調書でございます。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 次に、1ページの第3条、地方債について、7ページの第3表と、381ページの地方債に関する調書となります。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、次に1ページの第4条、一時借入金について、ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 総体的にございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副委員長（中川副委員長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

休憩いたします。

午後 1 時57分休憩

午後 1 時57分再開

●副委員長（中川副委員長）再開いたします。

議案第 4 号 平成26年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

8 ページの第 1 条の歳入歳出の予算について、382ページ、事項別明細書をお開き願います。

384ページ、歳入から進めてまいります。

1 款、1 項国民健康保険税。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 1 款、1 項、国民健康保険税、前年対比2,100万円減額になっております。議案説明では 8 %アップの収納率という試算でということの説明を受けました。ですけれども、実態としては前年対比2,100万円になっているわけですから、その内容について、まずお伺いをさせていただきます。

●副委員長（中川副委員長） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご答弁申し上げます。

確かに現年の収納率は、ここ数年の収納率のアップが続いておりまして、平成25年度におきましても、前年対同月比では 2 ポイント以上の増が現在も続いてございます。そういったことを踏まえまして、平成26年度の当初予算につきましては、昨年度が現年度93 %でございましたが、1 ポイント上げて94%という収納率で計上させていただいております。

ただし、予算計上額ではご質問者言われるとおり減額になっていると。この要因でございしますが、まず 1 点目は、いわゆる被保険者数の数が毎年75歳になられると後期高齢者のほうに移行するという方がいらっしゃいますということで、例年その分で減っているということがございます。ただし、移行する方がいれば、新しく加入される方もいらっしゃるわけですが、総体としては減っている傾向がありますので、その部分を見込ませていただいたということが、まず 1 点でございます。

それと、これは前年の所得と連動いたしますので、一般会計の町税の町民税のところでも説明いたしましたが、その所得の部分の減を事業所得の関係のほうで若干落とさせていただいております。当初計上での見方でございます。その分を国保のほうの算定も、これは所得をもとにして計算されますので、その分が合わせて減額と。どちらのほうか

強いかと言いますと、どちらかというところ、この被保険者数の減のほう若干強いんじゃないかなというふうに思っています。ここは余りに過大に見ますと、逆に収納確保できないということにもなってしまいますので、ここはちょっと強目に見させていただいている、こういう結果でもって、一つは計上額を超しているということ。

それともう一つは、これは滞納繰越分のお話もさせていただいてますが、ここも例年非常に収納率額が上がってございます。率でなく収納額がですね。これも平成25年度については好調に推移しておりまして、ここ3年ほど全体の未納額のベースが大きく毎年減額をさせることができております。ということは、来年度の滞納繰越分がまた減るということで、いわゆるこの部分も同じ額を見ると、また過大になってしまいますので、少しここは抑制気味に、今まで好調だった分を抑制気味に計上させていただいているということが全体の背景にあるんだということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

●副委員長（中川副委員長） よろしいですか。

（「はい」の声あり）

●副委員長（中川副委員長） この項で、ほかにありませんか。

（なし）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。

3 款分担金及び負担金、2 項分担金及び負担金。

（なし）

●副委員長（中川副委員長） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

（なし）

●副委員長（中川副委員長） 2 項国庫補助金。

（なし）

●副委員長（中川副委員長） 5 款療養給付費等交付金。

（なし）

●副委員長（中川副委員長） 6 款、1 項前期高齢者交付金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 7 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2 項道補助金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 9 款、1 項共同事業交付金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 10 款繰入金、1 項一般会計繰入金。
9 番、南谷委員。

- 南谷委員 10 款 1 項一般会計繰入金、前年対比1,265万6,000円の増額になっております、一般会計ベースでね、繰入が。ここでお尋ねをさせていただくのですけれども、ただいま保険税については増額になっているよと言うのですけれども、実態としては給付のほうの関係は聞かなかったのですけれども、いずれにしても、平成25年度の決算見込みを見て、平成26年度の予算というものはある程度推計の中で計上をされたんでしょうけれども、一般会計の繰り入れが1,200万円増額になったよということは、平成25年度の当初予算よりも厳しい結果に陥っているなど、推計されているんだなというふうに理解をさせていただきました。それで、この内容について、なぜこうなったのか簡潔に、細かい数字はいいですから、国の補助の関係、それから給付の関係、これらについて粗々大きい数字で動向というものを、何で結果的に繰り入れについてはこういうふうになるよということについて説明を求めます。

- 副委員長（中川副委員長） 町民課長。

- 町民課長（板屋課長） ただいまの繰入金が昨年度に比較しまして1,265万6,000円増額となっている主な要因でございますけれども、まず、市町村が負担しなければならない部分となりますと繰り出し基準分でございます。これにつきましては728万8,000円減となっております。それに対しまして、財源不足となる繰出基準外分についてなんですけれども、先ほど税財政課長が説明しましたとおり、まず、国民健康保険税が2,138万6,000円減となっております。このほかに、この前に出てきました前期高齢者交付金でございますけれども、これが前年に比べまして1億1,993万1,000円減となっております。これにつきましては、前々年度の精算で6,500万円減となっているのが大きな要因でございます。この1億1,900万円が減った分、財政調整交付金が算定の関係で増えることにはな

るのですけれども、この減った分全額が増えているということにはなりません。それで、結果的に一般会計の繰出基準外の財源不足となる部分につきまして、これが昨年度と比べまして1,994万4,000円増額という形での計上となつてございます。それで繰出基準分と繰出基準外を合わせますと昨年度に比べて1,265万6,000円増額となるものでございます。

それで給付の関係なのですけれども、給付の関係につきましては、平成25年度の3月の補正で出ささせていただいている、大体それと同水準で計上ということになっております。昨年と比べると若干減る気味にはなつてきているのですけれども、そんなに大きく減っているわけでもございませんで、依然として国保会計としては厳しい状況となっております。それで、今回も歳入関係もできる限り想定できる額は計上してございます。それで、年度途中においても財源の確保を事務費の節減に努めて、財源不足の減少に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 9番、南谷委員。

●南谷委員 一番大きいのは、後戻りするようで申しわけないのですけれども、後期高齢者交付金のマイナス目立つのは1億1,900万円、前期高齢者交付金の数字が非常に大きいのですけれども、ここだけで見ていると、うっと思つたのですけれども、最終的には国の関係の分とあわせて、最終的にはこのぐらいの数字だけれども、結論からして平成25年と比較してトータルで、最終的にはこのぐらいの数字に収まるという推計をされていると、繰入がね、大体まあまあ1,000万円程度の国保会計での繰り入れだったというふうに理解をさせていただきました。わかりました。

●副委員長（中川副委員長） この項で、ほかにございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。

12款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 3項雑入。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） それでは、以上で歳入を終わり、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

- 副委員長（中川副委員長） 2 項徴税費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 3 項運営協議会費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 5 項特別対策事業費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 2 項高額療養費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 3 項移送費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 4 項出産育児諸費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 5 項葬祭諸費。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 3 款、1 項後期高齢者支援金等。
(な し)
- 副委員長（中川副委員長） 4 款、1 項前期高齢者納付金等。
(な し)

●副委員長（中川副委員長） 5 款、1 項老人保健拠出金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 6 款、1 項介護納付金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 7 款、1 項共同事業拠出金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 8 項保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。
10番、谷口委員。

●谷口委員 この特定健康診査等事業費なんですが、これずっと伸びませんよね、依然としてこの事業はね。それで、何人が対象で診査を受けた人が何人で、その割合は何%程度なのか教えてください。

●副委員長（中川副委員長） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 今回の予算に計上させていただいています人数ですけれども、対象者数が2,640人で、割合としては30%を予算で計上させていただいているところでございます。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 平成25年度の診査を受けた割合を教えてください。

●副委員長（中川副委員長） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 受診率でございますけれども、平成25年度はまだ最終的な数字が出ておりません。それで平成24年度なんですけれども、ついこの前速報値として出た数字ですけれども、22.1%という相変わらず低いのでございますけれども、22.1%という数字でございます。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 この制度の目的なんですけれども、日常的な健康診査というものをきちんと

行った上で、医療費をできるだけ抑制しようというのが、たしか目的だったように記憶をしているんですけども、これは現在これを受けなかったから、後で何か病気をしたときにあなたはこの検査を受けなかったら医療費が高くなりますよとか、そういうことは今はないんですよ。

●副委員長（中川副委員長） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 確かに特定健診の目的でございますけれども、皆さんに健診を受けていただいて病気を早期発見、医療費の抑制が第1目標ではございませんけれども、あくまでも町民の健康管理が第一の目標でございます。それで、今、委員言われました、これを受けていなくて医療にかかった場合は、割増とかあるのかという話ですけども、そういうことは一切ございません。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、そうはいつでもこういう制度を設けていながら30%の目標を決めてやっていながら、30%へ遠く及ばないというのも、やはりいろいろなこの制度自体に若干無理なところもあるのかなというふうに思うのですよね。そうでなければ100%受診するはずなんですよ。

それで、ただ対象者が受診するに当たって診査項目が全てこの機会に受けた者だけをカウントしなければならないとか、そういうものでなくて例えば医療機関等で何らかの受診等をしていて、その中の一定の項目がこの特定健診の中の項目に当てはまるものが除外して、そのデータを何らかの形で提出すれば、それ以外のものを受ければ全体としては受けたことになりますよというようなことは可能なのかなのか。そうすることによってもう少し検査の受診が向上するのではないのかなと思うのですよ、そのあたりはどうなのでしょう。

●副委員長（中川副委員長） 休憩します。

午後2時17分休憩

午後2時22分再開

●副委員長（中川副委員長） 再開いたします。
町民課長。

●町民課長（板屋課長） 貴重な時間取りまして申しわけございません。

今の制度でいきますと、個人で病院にかかわっていて、あるいは項目だけ検査を受けていてそれを特定健診から除いて、それでよしとするということにはなってございませんので、あくまでも特定健診を受けていただいて、そこにある全項目を受診していただ

くということになってございます。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 制度がそうになっているというのはわかるんですよね。ただ、そうは言いながらも、制度を多少あげておいて30%も受診していただけない制度を、全国的にはどのぐらい受診されているのかわりませんけれども、制度が存続している以上は、どの程度がきちんと意義のある制度でなければならないと思うのですよね。そして、その結果、こういう傾向がありますよと、さっきの教育長の話ではないけれども、厚岸町の子供たちのが非常に懸念されておりましたけれども、特定健診の対象者が、こういうふうに厚岸町にはいるけれども、厚岸町の対象者年齢の人たちの健康動向はこういう状況にありますということが、そういうものが出てくるのがこの制度でないのかなと。それでないと何のためにやっているのか、ただ個人の健康管理だけを目的にするのではなくて、そういうものも含めてきちんとつかんで、こういう状況にあるので、こういうことはみんなで考えようとか、そういう材料にもなっていくのではないのかなと私は思うのですよね。それでないと、この制度自体がさらにジリ貧になってしまっては私は困るのではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 町民全般の健康づくりという観点から、この特定健診に我々保健福祉課においても一緒に取り組んでいるところでございますので、厚岸町の健康づくりという面から答弁をさせていただきたいと思います。

私ども、この健康増進法等に基づいて、あるいは高齢者医療にかかわる法律といったもので具体的には40歳から74歳の方々を対象に特定健診を行っていただきたいという実は計画をもって、私ども挑んでいるところでございます。この計画というのが、みんな健やか厚岸21というものでございます。これは昨年、平成25年から34年度までの10カ年の計画ですけれども、これは現在第2期が現在1年目ということであります。それ以前は平成14年から25年まで行ってきたのですけれども、こういう中で当町の現状としては、糖尿病の発生だとか、そういう具体的な数値をもってこの計画の必要性をこの中に盛り込んだ、その一つが特定健診なのであります。そこで、この受診率の我々が目指す目標値は、現在は21.2%ですが、平成34年度の目標値を60%にさせていただいております。この10年後は何とか60%と、これは現実的にどうなのかというふうに言われますと、相当厳しいのですが、でもこのくらいやらないと、やはり医療費の抑制だとか、町民の健康を守っていくということには結びつかないだろうという到達点でございます。一定程度の目標値としてですね。この目標を掲げ我々ずっと取り組んでいるところでありますけれども、その取り組み方法については随時研究しながらやらせていただきたいのですけれども、やはり現実的にはたくさんの受診率がないと、早期発見、早期治療にならないという考え方というのは健康づくり計画に基づいた推進でございますので、ご理解いただきたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 せっかくそうやって計画をつくってやっているんですけども、下手をするだんだんだんだん下がっていくような受診状況と、計画との余りにも差がついてくるといのは、これは何のための計画かということになりますので、その辺をだから、この制度の改善するところがないのか、受診率をあげるために。これをやること自体はいいけれども、その受診を行うための何が問題でこんなに受診率が悪いのか、そのあたりも十分検討をして、ぜひ今説明されたことが将来的には60%以上を目指せるようなものに持って行ってほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） やはり、個人任せにしないように厚岸町では個別健診、個別健診というのはご自身の都合のいいときに医療機関に連絡して受けるだとか、そんなことでは、なかなか結びつかないということで、集団健診を年に数回の機会を設けてお知らせして参加いただくと。こういったようにいろいろ工夫しながらこれまで取り組んでいる状況でありますけれども、今後もそういった研究を重ねながら受診率向上を目指して頑張っていきたいと思います。

●副委員長（中川副委員長） 1項で、ほかにありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。
2項保健事業費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 9款諸支出金、1項償還金及び還付金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 11款、1項予備費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 以上で、歳出を終わります。
408ページから411ページまでは給与明細書であります。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 8ページにお戻りください。
第2条の歳出の予算の流用。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 総体的にありませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（中川副委員長） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 副委員長（中川副委員長） 次に議案第5号 平成26年度厚岸町簡易水道事業特別会計
予算を議題といたします。
11ページ、第1条の歳入歳出の予算でございます。412ページは事項別明細書でございます。
414ページ、歳入から進めてまいります。
2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2項使用料。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

●副委員長（中川副委員長） 7 款、1 項町債。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、歳入を終わり歳出に入ります。416ページ。

1 款総務費、1 項総務管理費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 2 款水道費、1 項水道事業費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 3 款災害復旧費、1 項簡易水道施設災害復旧費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 4 款、1 項公債費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 5 款、1 項予備費。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 424ページから426ページは給与明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 以上で歳出を終わります。

次に、11ページの第2条、地方債については、14ページの第2表地方債と、427ページの地方債に関する調書となります。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ総体的にありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副委員長（中川副委員長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●副委員長（中川副委員長） 次に、議案第6号 平成26年度厚岸町下水道事業特別会計
予算を議題といたします。

15ページ、第1条の歳入歳出予算、428ページ、事項別明細書でございます。

430ページ、歳入から進めてまいります。

1款分担金及び負担金、2項負担金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 2項手数料。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 6款諸収入、1項延滞金及び過料。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 2項雑入。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 7 款、1 項町債。ありませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） なければ歳出に入ります。
1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 438ページでございます。
2 項下水道事業費。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 3 款、1 項公債費。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 4 款、1 項予備費。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） なければ、444ページから446ページは給与明細書でございます。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 以上で歳出を終わります。

次に、15ページにお戻りください。

第2条の債務負担行為につきましては、18ページ、第2表債務負担行為と447ページの債務負担行為に関する調書となっております。

再び15ページ、第3条、地方債については、19ページの第3表、地方債と448ページの地方債に関する調書となります。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 総体的にありませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 副委員長（中川副委員長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 副委員長（中川副委員長） 次に、議案第7号 平成26年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

20ページ、第1条の歳入歳出予算、449ページは事項別明細書でございます。

451ページの歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2款サービス収集、1項介護給付費収入。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2項予防給付費収入、

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 3款分担金及び負担金、1項負担金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2項国庫補助金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 5款、1項支払基金交付金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 6 款同支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2 項道補助金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 3 項委託金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 10 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2 項雑入。ございませんか。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 以上で歳入を終わり、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 副委員長（中川副委員長） 2 項徴收費。

(な し)

●副委員長（中川副委員長） 3項介護認定審査会費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 5項計画策定委員会費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 6項地域密着型サービス運営委員会費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。ありませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 ここでちょっとお伺いしたいのですが、この2月12日に政府が医療介護総合推進法という法案を閣議決定して、今後国会で議論されていくことになるのではないのかなと思いますけれども、今後これが決定されますと、この介護の分野でどういう影響があるのか、わかっていれば教えていただきたいなと思います。

●副委員長（中川副委員長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） この関係につきましては、介護サービスの効率化、重点化という内容と、所得や資産のある人の利用者負担の見直し、大きく分けてこの2点かなと思います。

一つは、介護予防給付、これは訪問介護と通所介護の方々の地域支援事業の移行ということで、いわゆる今の保健給付から市町村の事業へ移行するというものでございます。こうなると当町の受け皿については、現行のままの事業内容で認められるものであれば、何とか事業者継続をお願いしていけると思うのですけれども、現状の事業を何かにか変更しなければならぬとすれば、これは新たな検討が必要になるかなというふうに思います。

それから、特別養護老人ホームの重度者の重点化ということで、要介護3以上の方だけに利用していただくかということですね。つまり入る時点で要介護3以上まで求められるのですが、これについては要介護3から要介護2に改善したならば、それはそれで利用していてもいいですという計画ですが、こういうようなことが盛り込まれるようでございます。

それから、負担能力のある所得の高い方には、現在、皆さん1割負担ですけれども2割負担ということになります。この基準がおおよそ年金収入で申しますけれども、65歳以上の方々の主な収入といいますと年金収入という考えに立って、280万円のラインで考えているようでございます。

最後には食費の負担分、これなかなか見えづらいところなのですけれども、補足給付というのですけれども、今までは非課税であった方が対象なのですけれども、例えば1,000万円、2,000万円の現金を持っていたとしても対象になったのですけれども、そこら辺を資産等を勘案していこうと、こういうような大きな4点が現在検討されているということでございます。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうするとこれが国会で通ってしまうと、いつからどうそれが変更されていくのか、平成26年度の事業にも影響する可能性が出てきますよね。全くそれはないのでしょうか。それ以降で平成26年度は現行どおりでいくのか、それとも平成27年度の来年の事業からそちらに移行していくのかわからないのですが、これがもしやられていくと、居宅介護サービスが地域支援事業に移行するということになると、事業者のほうにはこれは影響はないのでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、主なもので4点申し上げたのですけれども、全てについて、いつから考えているかという細かなところまで私まだ把握してございませんけれども、今の第5期計画が平成26年度まで、来年もう1年あるのですね。この間に第6期計画を策定しなければならない。その中で検討することなんですけれども、6期計画が27、28、29の3年間になります。つまりこの3年間のうちに実施していかなければ、あるいは履行していかなければならないと、そういうようになっておりまして、平成27年4月1日から直ちに全てのものを切りかえると。ちょっと心和園だとかいった部分はまだ細かく把握していないんですけれども、市町村事業におおろすという部分については、平成29年度末までに移行しなければならないだろうと、このように今現在検討されているということで、厚岸町では直ちにまず平成26年の新年度については、現状のままのサービス給付でございます。この見直し後の内容についても、平成27年度からスタートするかどうかについては、そこについてはまだ具体的なものが見えていない状況でございます。

それから、事業者の関係ですけれども、今、訪問介護と通所介護と合わせて年間1,500万円ほどのたしか事業費だったと思います。これが現在のままのホームヘルパーを派遣して家事援助するサービスがだめだとすれば、この1,500万円が事業者に入らなくなります。そうすると事業者で雇っている職員の給料を賄えないという状況が予想されます。つまり何らかの事業者への影響が今現在ではあるだろうというふうに考えるべきだと考えております。

●副委員長（中川副委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、やっぱり居宅サービスの事業がホームヘルパー、それから通所介護というものが市町村事業に移されてきて、その財源の裏づけだとかというものが、

きちんとされていかない限りは、いってみれば、要支援者という人たちが介護サービスを受けられない事態にも、今のままでいくと予想されるということが懸念されるというふうに押さえていいでしょうか。

●副委員長（中川副委員長） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、国からはっきりとしたメニューが来ないものですから、わからないのですけれども、もし、今のままのサービス、いわゆるホームヘルパーが派遣して調理の支援をすとか、掃除をするだとか、こんなものがもし対象外だとすれば、それにかわるサービスをとというふうになるのですけれども、それもどのぐらいの単価でお願いできるのかそんなことがわからない現状では、受けられなくなる可能性がある。

なぜこんなことを申し上げるかという、当初通所介護と訪問介護だけではなく訪問リハビリだとか、そういう医療関係のものも全て対象だったんですね。それが去年の12月前でしたか、その時期だと思いますが、この訪問介護と通所だけに絞ってはきたのです。つまり医療の部分ではボランティアではできないのかなという判断だとすれば、逆をとると、訪問介護と通所介護はボランティアでできるのかなということだとすれば、ちょっとこれは厚岸町でもボランティアで、ではできるのかというふうになると、それがボランティアで対応しなければ提供できなくなるおそれがあると、現状ではそのように担当ではとらえているところでございます。

●副委員長（中川副委員長） ほかにありませんか、ここで。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、進めてまいります。

461ページ、2項高額介護サービス費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 3項高額医療合算介護サービス費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 4項特定入所者介護サービス等費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 4款地域支援事業費、1項介護予防事業費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 2 項包括的支援事業・任意事業費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 5 款、1 項介護給付費準備基金費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 8 款、サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 9 款、1 項予備費。ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 473ページから476ページまでは給与費明細書でございます。
ありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） 以上で歳出を終わります。
総体的にありませんか。

（な し）

●副委員長（中川副委員長） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●副委員長（中川副委員長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

休憩いたします。再開は3時25分といたします。

午後 2 時53分休憩

午後 3 時25分再開

●委員長（佐藤委員長） 再開いたします。

次に、議案第 8 号 平成26年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

23ページ、第 1 条の歳入歳出予算、477ページは事項別明細書でございます。

479ページの歳入から進めてまいります。

1 款、1 項後期高齢者医療保険料。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 3 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 5 款諸収入、1 項延滞金及び過料。ありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 4 項償還金及び還付加算金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ、歳入を終わります。

歳出に入ります。

481ページ、歳出。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2 項徴収費。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2 款、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 4 款、1 項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 以上で歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（佐藤委員長） 次に、議案第 9 号平成26年度厚岸町介護老人保健施設特別会計
予算を議題といたします。

26ページ、第 1 条の歳入歳出予算、485ページは事項別明細書であります。

487ページの歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2 項自己負担金収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2 款国庫支出金、2 項国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 9 款諸収入、1 項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） なければ、歳入を終わります。
歳出に入ります。
489ページになります。
歳出。
1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 2 款、1 項予備費、ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 493ページから495ページまでは給与費明細書でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員長） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号 平成26年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条、業務の予定量でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出、10ページをお開きいただきます。

収益的収入から進めてまいります。

1 款水道事業収益、1 項営業収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 2項営業外収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、11ページ、収益的支出に入ります。

1 款水道事業費用、1 項営業費用。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 ここでお尋ねしたいのですが、昨年の18号台風でしたか、浄水場じゃなくて取水場が水没してしまって、全戸に配すができなくなって給水ができなくなったというような事態が起きたのですけれども、あれの教訓を受けて今後、ああいう問題が起きたときの体制というかライフライン全てなんでしょうけれども、町として、どういう体制をとっていくのか、これ水道だけでは解決できない問題があるのではないのかなと、そういうことを含めて町としてはどういうふう to 今後、ああいう問題が起きたときに考えていくのか教えていただきたいと思うのですが。

- 委員長（佐藤委員長） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 9月16日の台風18号の関係ですけれども、あの子の臨時会でも指摘されたとおり、あの規模の災害になりますと、さすがに水道課だけでは現実的には対応は困難だったということがあります。それにしても、まず第一義的には水道課が初動で動かなければなりませんので、その後もいろいろ課の中では対応を検討しました。ちょっと遡りますけれども、実は町の防災訓練の中で、今までは津波避難を主体に水道課の職員も避難誘導とか避難所への配置ということで、独自のその給水体制だとか災害に対する対応というのはとられてはおりませんでした。それは総務課とも調整しまして、これはちょっとまずいだろうということで、平成22年度から水道課を町の防災訓練から切り離して独自に給水訓練という1項目を設けて、別動で訓練を開始しています。ことでいいですか、平成25年度で、ですから4年目になります。この間、独自の訓練としてはイベントだとかショーだとか言われましたけれども、確かに総合防災訓練の現場では給水パックをつくったり、そういう対住民に対するアピール的なところを多く見えるかと思うのですが、実は内部では実際に、想定が幅広いですからどういうふう to やったらいいかというのはあったのですけれども、例えば過去の例からして少し大きな断水が生じると、近くの消火栓から給水タンクに水を入れて現地に運ぶというのは一番効率がいいということで、この訓練の中では実際に消防と連携をとりまして消火栓から給水タンクに直接給水をして、本当に実践に即した訓練というのを平成22年から順次積み上げてまして、平成23年、24年あたりでは、もし大規模な断水をせざるを得なくなった場合

に、どこのバルブ、仕切り弁を閉めると一番いいか、配水池を空っぽにしますと管のな中に空気が入って、復旧にものすごい時間がかかるというのがわかっていましたので、どこのバルブを閉めたら一番効率よく水をとめることができるかということ、実際に現地まで行って、弁を操作する、金具を差し込んでというところまで実際にやりました。これが本当に閉めるということになるのは、そのときは全然思いもしませんで、実際には今回それを実際に閉めなければならない事態になったということがありまして、実際に課の中では、合い言葉でより実践に近い訓練をしようということで進めてまいりました。

今回の今年の台風18号災害では、そういうベースがあったので割と取水、水をとめることについては対応が早くできたのかなと、実際にやったからここまでできたなという自負はあります。ところがその後ご存じのとおり、広報の関係だとか、規模が大き過ぎましたので、給水体制というのが予想を超えてましたので、なかなか対応ができないということがありました。

昨年台風18号の後、台風26号というのが来るということで、それももしかすると台風18号並みのことが起こるかもしれないということで、そのときには課の中で、その対応について打ち合わせをしました。台風18号のときの緊急体制を参考に、給水ポイントをどうしようかとかという課の中での対応、それから庁内全体で調整はとっていませんけれども、どこの課にその給水をお願いするか、どこの場所にどこの課の人間を配置してお願いしようかとかというところまで詰めております。ただ、全庁の中で、内部でまだ調整がとれておりませんので、まだ一方的な独自の内容ではありますが、そういうことも課の中ではやられております。

それと台風災害のときには、意外と苦勞をした中の一つに、対住民とのやりとり、電話が集中してやるべきことが全くふさがってできなかったという教訓がありましたので、電話の対応についても直接指揮をとる人間は直接とらないといこと、直接繋がらないといことを申し合わせました。必ず誰かを經由して、必要なときにだけ繋ぐと。指揮をとる人間はフリーの状態にして事に当たろうと、これは大きな教訓でしたので、そういうこと課の中では申し合わせております。

今言ったように、内部でまだちょっと外にといいですか、内部調整もできてはいませんが、課の中の体制としてはそういうことで取り組んでいるところであります。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 課のほうでもそういうふうに決めていっても、役場全体がどう対応するかというのが大事だと思うのですよね。それで、例えば水道にどういう人が緊急時には必要なのかというのも、役場全体の中で以前に水道課の仕事をしていたとか、それにかかわって結構詳しい人がいるとか、あるいは機動的に言えば、町のタンク車が動けないという場合にどういう人を配置すると、そのタンクローリーを動かすことができるのか、あるいは消防だとか、それ以外に除雪のときは民間の運転をお願いしていますよね。そういう体制だとか、今課長が話されたように、それぞれの分担を役場全体で分かち合うようなことをしなければいけないのではないのか、そのあたりの体制は今できつつあるのか、

そのあたりを聞かせていただきたい。

●委員長（佐藤委員長） 副町長。

●副町長（大沼副町長） あの日を振り返ってみますと、この大事なライフライン以外に突風が吹いて屋根が飛んだ、壁が一部損壊している、あるいはトタンがもう飛びそうだという情報も入っていました。それから、雨によって住家に床上、床下の浸水があったと。これも町で保有しているポンプでも間に合わず、一部リース会社から借入して排水の対策に出ると。それらのほかに、孤立して救助してくださいとか、役場職員が水道業務以外のところで、それぞれ活躍をしておりました。

水道の断水ということが一番結果的には大きかった被害でありますけれども、当時、今水道課長が言いましたけれども、課長みずからが苦情やその状況の問い合わせに対する電話対応に追われていたというところを見まして、特に水道課の職員を全部集めまして、指示命令をする人に、そういうことをさせたら混乱を収集できなくなってしまうと、あるいは迅速な対応、指示命令というのができなくなってしまうのだから、違う人がとりなさいというような話も、当時私のほうから皆さんへさせていただきました。

それから、給水の対応をどうするかと、二日も三日も水なしで生活できないよと、それからコンビニやなんかでも、もう町内のペットボトルもほとんど売り切れという状況がありました。町長のほうからは、速やかに自衛隊の協力要請をせよという指示命令が来ました。これもまたいろいろ手続がありまして、北海道を通じて応援を要請するというやり方をしたわけでありますけれども、それらのほかに自前で、あるいは近隣市町村の協力を得てタンク車を何台、どの規模の何トンというものを整理して、これだけでの救援をいただくに当たって水道課の職員では当然もう間に合わないわけでありますから、総務課長を水道課のほうに行かせまして、誰が、いつから、どこで、その給水対応に当たるかということを役割分担をつくるように指示を私のほうからしまして、結果、1日目、2日目、さらに拡大をさせていただいたわけでありますけれども、ああいう給水対応がとりあえず、遅きに失した感はありますけれどもとらせていただきました。

その後、こういうことはそうそうあってはならないことであるけれども、あり得るということで、ふだんから例えば給水に当たって安全に給水できる場所はどこかというのを、あらかじめ記名おいて、その場所には役場職員で対応するとするならば、誰が行くのか、いつから行くのかというようなことも、ふだんから考えておくべだというふうに、それは水道課のほうで主体となってそういうワッチの組み方を決意してもらうと。

ただし、先ほども言いましたとおり、水道業務だけではなくて、そういう当時2階の部署のほうは、ほとんどカップを着て、長靴を履いて、スコップを担いで土嚢を運んで、ポンプを運んで、ホース運んでという作業も同時並行的にやっておりましたので、全員が水道業務だけに当たるということは困難でありました。

そういうふうなこともあって、その情報収集が水道のほうの情報が上のほうに上がってはいなかったというのも事実であります。それは課長なり課長補佐が電話にとられて、上に上がってくるいとまもなかったというふうなことでありますから、それはまずいと、だめだと、課長にはフリーハンドで対応できるような体制をとらなければだ

めだよという話は担当現課のほうにさせていただいておりますけれども、それらのほかに水道業務に当たっては、水道協会のほうの派遣があります。釧路市、根室市さんもそれにのっとなって、事前の協定を結ばさせていただいて、その協定にのっとなって派遣をいただいたわけでありまして、実は、これは派遣を要請した側がお金を払わなければならないと、これは当時補正でも議論をいただいたところでありまして、そういうことであるがゆえに、行くよと言ってくれたほかの町村も、その逡巡をしていると、要するにこちらからお願いしますと言わないのに、あるいは向こうのほうから出向くよと言っても、協定に基づく出動であればそういうお金のやりとりも、後日発生するということもありまして、それは釧路市も含んで町村会でも、今回の事案をもうちょっと検証しましょうという話になっているというふう聞いております。

それらのほかに、お金は要らないからということで飛んできてくれた町村も実はあります。それからペットボトルを運んでいただいた町もあります。それらも情報を集約して給水対応に当たっていただいたというのが現状でありまして、総括的な情報の集約というのは、その台風18号のときにはきちんとできていなかったなという反省をしております。これをきちっと集約できるような形に持って行って、適時適材を必要な場所に配置すると、あるいは必要な作業にあってもら、あるいは業者さんも含めて無駄な動きがないように、お願いすべきはお願いしていくということを考えております。

●委員長（佐藤委員長） 10番、谷口委員。

●谷口委員 災害というのは、海のほうもあれば、山のほうからも来れば上からも来るといことで、備えたつもりが残念ながら対応できない問題も発生するというのは、これはある意味当然かなというふうに思いますけれども、その中で、最小限に被害を抑えていくということも大事なことで、今、副町長から説明されたことをぜひ続けてほしいと思うのですけれども。

ただ、そういう中で、一つは人命の問題で、災害に当たって自分の仕事に意気を感じて頑張り過ぎて災害に遭うというの、また危険なことでもありますから、その辺はやはり消防なんかも随分嵐の中でシートを張ったり、そういうこともやったということも聞いているので、そういう人命にかかわるようなことも十分、住民の命だとかそういうのを守るのも大事ですけれども、役場だとか消防だとか、そういう人たちの命を落としてなんかということにはならないようなことをしながら、体制を整えていってほしいなと思いますので、副町長、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員長） 副町長。

●副町長（大沼副町長） ご心配をいただきありがたい言葉なのですが、職員の健康を害さないように配慮したいと思います。ただし、水道が特殊な業務であって、現場をよく熟知していて、その対応・対策というものを出される人間というのがごく限られております。そんな中で今回も、ほとんど三日くらい、仮眠は取ったようでありましてけれども寝ずに頑張った職員も何人かおります。担当の課長にも、落ち着いた段階でできる

だけ仮眠を取ってくれと、そうでないと適切な判断が狂うという話をさせてもらって、1時間なり1時間半なりの仮眠を取ってもらったというのが実態であります。いずれにしましても、職員の健康も大事なことでありますから、意を配しながら、さらには取水場の今後のあり方についても同時に、こんな低いところに置いといて低いところが水に浸かるのは当たり前なのだから、それに代替できるようなことも検討しましょうという話で進んできているという状況でありますので、それら全体を含めて適切に対応してまいりたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 他に、1項ございませんか。

2番、大野委員。

●大野委員 今、災害時の給水の話も出てたんで、僕のほうから農家に災害時に給水してもらう場合の受け皿が多分何もないと思う、農家側が。それで、水道課の問題でなくて多分産業振興課の問題になるのかと思って、ちょっと農技連等々でどんなものが技術的な面で研究をしていただいて、周知してもらいたい。当然農技連には農協も普及センターとかも、こんなものがあったら牛に給水できるとか、そういった方面で、タンクローリーただ来られても多分使えないと思うのですよ。どこの農家さんも多分整備しているところが余りないと思うので、緊急時のための水道なり何なりをちょっと研究してもらって、こんなものがあったらいいのではないかというふうなものを、研究調査していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 去年の台風の時、それとその後尾幌で漏水があって、そのときも断水ということがありました。そのときに実際に農家さんに消防のタンク車と町のタンク車等で、うちの職員もついて回ったのですけれども、やはり今言われたように、それぞれの農家さんで受け皿が全然違いまして、行っても受け皿がないというような状況もありましたので、それら農技連等を含めて研究してみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） よろしいですか。

他に、1項ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2項営業外費用。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 3項特別損失。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 5 目のその他特別損失、686万5,000円ですか、ここで退職給付引当金523万1,000円の計上となっております。表を見ると3名分だと理解をしました。そちらのほうでこれ地方公営企業会計制度の見直しについてということで、水道課のほうから説明をいただきました。今回退職引当金、一般企業並みに100%積みなさいという改正がなされたわけですが、この関係について、この3名分で523万1,000円という数字は私なりに非常に小さい数字だなというふうに理解をさせていただいたんですけども、職員が若くてこういう数字になったのかなというふうに理解をさせていただいたんですけども、その辺の確認と職員の場合は退手組合のほうに積み立てをしていると思うのですよね。その金額と既に積んである分があるのですけれども、今回ここに523万1,000円になっているのですけれども、その差額というのはどのくらいになっているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員長） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 特別損失の中の退職給付引当金でございますが、これにつきましては、今、委員おっしゃられたとおり、水道事業会計で持っている職員3名分の引当金でありまして、北海道退職手当組合に納付している金額、もし年度末に普通退職した場合、その北海道退職手当組合の給付で間に合わない分をここで見ております。ですから、一般企業と同じく100%の引当金ということになります。ちょっと退職手当組合の納付状況とか、個別の総体の退職金の額というのは今手元にございませんですが、この金額で担当しています3名の引当金100%ということでございます。

●委員長（佐藤委員長） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、全額で523万1,000円でなくて積んであるほかに、要必要額の分の差額の分がここに計上になっていると、こういう理解をすればいいのですね。それで100%の充当部分がクリアできるということですよ。はい、わかりました。

●委員長（佐藤委員長） 他に3項、ございせんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 4 項予備費、ございせんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ、以上で収益的支出を終わります。

次に、1 ページの第4条、資本的収入及び支出につきましては、14ページからとなり

ます。

初めに、資本的収入であります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 2 項国庫補助金、ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 4 項他会計補助金。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 6 項補償金、ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） なければ、以上で資本的収入を終わります。

次に、15 ページ、資本的支出であります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 2 項企業債償還金、ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 以上で、資本的支出を終わります。

次に、2 ページにお戻り願います。

第 5 条、企業債であります。

第 6 条、予定支出の各項の経費の金額の流用でございます。

第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

第 8 条は、他会計からの補助金でございます。

第 9 条は、棚卸資産購入限度額であります。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 5 ページは、昨年度までの資金計画にかわり、制度改正により今年度から予定キャッシュフロー計算書となったものでございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 6 ページから 8 ページは給与費明細書でございます。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 9 ページは、継続費に関する調書でございます。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 16 ページから 19 ページまでは、予定貸借対照表と制度改正 により添付することになった注記でございます。

9 番、南谷委員。

- 南谷委員 ちょっと広がるのですが、総体的にここでやらせていただきたいと思います。

17 ページ、これは平成 27 年度 3 月 31 日ということでの貸借対照表でございますから、平成 26 年度の予想数字と理解をさせていただきました。17 ページの 6 の資本金、(2) の利益剰余金のハ、当年度末未処分利益剰余金 1,155 万 2,000 円、この平成 26 年度末で 1,155 万 2,000 円という数字に剰余金になると理解をさせていただきましたし、22 ページ、ここは平成 25 年度の厚岸町水道会計の年度末の数字と理解をさせていただき、この利益剰余金 (2) ハの当年度末未処分利益剰余金が 793 万円でございます。ですから、この前のページの 1,100 万円からこの 790 万円を差し引くと 362 万 2,000 円という数字になります。それで、この水道事業会計予算の中で、平成 26 年度単年度の収益は差し引きの 362 万 2,000 という数字になると理解をさせていただいたのですけれども、そうしますと、先ほど退職振り当てを 100% 積んで、その分も処理をして、26 年度は 360 万円の黒字の数字になるよというふうに、私なりに理解をさせていただいたのですけれども、事業全体としては大変なんだろうけれども、ここの数字としては私なりには理解をさせていただいたのですけれども、担当課としてはどのようにとらえているのか、360 万円という数字を試算されるに当たっての考え方を、どのようにとらえておるのかお伺いをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員長） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 委員、今、おっしゃられたとおり、平成 26 年度俗に言う純利益という金額が今計算された 362 万 2,000 円というふうに押さえております。この 360 万円をどう見るかということなのですが、先ほど話題になりました今年の台風 18 号災害のときに、応援給水を求めて支出した金額が、ほぼその金額に近い金額ということになります。

例えば、ちょっと水道施設といいますか、水道管自体がかなり老朽化してしまして耐

震性もまだまだ不十分ですので、何か大きな老朽化に伴う漏水事故や何かがありますと、確かにこの360万円ちょっとという純利益で、どこまで対応できるのかなという危惧はあります。

それと、今回この予算の中で一番目立つが給水収益の減なのですね。昨年も12月の補正でも下げて、3月の補正でも下げたと。今回前年対比でも収益が伸びる見込みが得られないということで下げております。これが回復してくれば、ストレートにここに反映されるのですが、この状態でいきますと、今見込める金額が360万円程度ということで、非常に事業運営という面からいきますと、何か不測の要因が加わりますとあつと言う間に飛んでしまう規模の金額であります。

ただ、必要な事業は当然やらなければなりませんし、厳しいながらも、町政執行方針でも収益環境が厳しくなってきたという表現をしていますけれども、その中でも何とかやっていかなければならないということで、安心できる収益の金額ではないが、いろいろ考えるとこれがやはり現実かなというふうなとらえでございます。

●委員長（佐藤委員長） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 20ページは平成25年度の予定損益計算書であります。21ページから22ページは、平成25年度の予定貸借対照表でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 総体的にありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員長） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成26年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条は、業務の予定量でございます。

次に、第3条、収益的収入及び支出、11ページをお開きいただきます。

収益的収入から進めてまいります。

収益的収入。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

(な し)

●委員長（佐藤委員長） 2 項営業外収益。ございませんか。

9 番、南谷委員。

●南谷委員 1 目、2 目、3 目含めて、合わせてのお伺いになろうかと存じます。対前年比1,300万円ほどの減額になっております。今回本年度予算、入院は減額計上ですし、外来のほうは若干増えているのですけれども、この辺の要因、それから医師との関係、これらも含めて説明を求めます。

●委員長（佐藤委員長） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 医業収益金全般にわたるご質問ということでお答えしたいと思います。

最初に、医師の体制から今のところの見込みについてを申し上げたいと思います。

現在、常勤が小児科1名、内科3名、それから外科について非常勤で、月曜から水曜日の3日間、それと整形外科につきましては金曜日1日の外来、それと脳神経外科につきましては隔週金曜日の1日の昼からの体制ということで当たっておりますけれども、現在、今のところこの体制の常勤の部分につきましては、内科につきましては3名から2名に1名減の状態でございます。ただ、まだ2週間残されておりますし、4月、5月、6月と、常に365日医師の確保ということでは、今後もしっかりその部分については取り組んでいきたいと思います。

それで、このたびの予算につきましては前年に比べまして、質問者おっしゃいますように、医業収入、入院では1,400万円弱と、外来では500万円強、その他医業外で180万円というふうに見込んでおりますが、我々目標としております常勤4名体制、あるいは外科の部分についても、常に常勤の医師体制というものを対策を練りつつ確保したいと思っております。

その見込みの中で、とりあえず総額費用を見積もる中で、決して見込めない1日入院45人というものを企業として努力として見込むと。ただし、昨年に比べますと若干人数を減らしておりますので、昨年に比べて入院では3人ほど1日当たり落としておりますので、その分どうしても収入も落ちると、そういう見込みの中で、今回平成26年度の当初予算の収入の部分については見込んだところでございます。

財務課につきましては、これはその年その年で入院される方、または外来患者、かかる方によりまして、これは大きく変動しますので、今現状の単価を使っての見込みということになります。これらについては例年でありまして12月補正をめどに、できる限り例年ベースにあわせた予算をまた補正予算を組むという形になろうかと考えてございます。

●委員長（佐藤委員長） 9番、南谷委員。

●南谷委員 事務長も大変苦勞されていると思うのです。私は医師確保、外科医、内科医、何としても安定した病院運営には私は一番大きな要因ではないのかなと、かように思っております。最善を尽くして、町長はじめ医師の確保に毎回どういうお願いを、している努力もされていると思うのですけれども、最近、また内科の先生がかわられるのだという町の中でも話題もあります。そうすると、平成25年の数字よりもまたかわることによって、どう変化していくのかわからないのですけれども、町民にすれば常勤医、なじみの先生という思いが非常に強い中でございます、細かいことは別にしても、安定した医師の確保というものは非常に厳しいのでしょうけれども、私は、この辺の見通しというものについてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員長） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 先ほどは、内科につきましては、今の3名体制から2名体制に1名常勤としては、今現在は減るという見込みでありますけれども、町民皆さん常に5年、10年というスパンの医師確保、医師という定着した安定した採用はできないものかという話は私も随分この間聞いておりますけれども、今現在、ずっと同じところに5年、10年というのはなかなか難しいと。ただし、うちの佐々木院長が目指す地域医療の意を酌んでくれて、そういった一つの大きな流れの中のサイクルで来ていただける医師が、今のところ2名異動になるところの1名は確保できましたので、さらに1名につきましては、今現在、常勤が3名体制で外来を3人で行っておりますけれども、今度1人につきましては、何とか非常勤をできる限り埋めて、3人体制で対応できるように3診体制と申しますけれども、町民の不安にならないような体制を、できるだけ毎日構築しまして、顔が1人受診するたびに変わるということになりますけれども、3人の医師を立てて、できるだけ町民の負担のないような医療体制というものを心がけつつ、できるだけ早期に固定で来ていただける医師の確保というものに努めていきたいと思えますし、365日これは努力しておりますし、できれば4名ではなくて、外科の常勤医も含めて6名体制というものがあってほしいなという、今、厳しい体制の中であと2人というのは大変厳しいですが、そういったことも考えつつ、さまざまな情報を得ながら関係大学、関係機関との協力を得ながら対応してまいりたいと考えてございます。

●委員長（佐藤委員長） 9番、南谷委員。

●南谷委員 くどくど言いません。答弁も相手のあることだから、ですけれども、最重大課題だと思っています、病院の運営上、肝心の船頭がいなかったら船は動かないようなイメージなんです、私にすれば。ですから、何といても細かい部分は別にしても医師確保には今までも努力されたと思うのですけれども、とにかく最善を尽くしていい先生に来ていただけるように努力をしていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員長） 町長。

●町長（若狭町長） 私から開設者という立場であり、厚岸町長という立場でお答えをさせていただきますと思います。

毎回答弁しておりますが、医師の確保は厚岸町のみならず、公立病院全て苦勞いたしております。そういう中で、厚岸町は今事務長からお話しありましたとおり、そういう体制で町民の生命と健康を守るために頑張っておるわけございまして、医師の確保についても、最善の努力をさせていただきます。それと同時に、やはり労働環境を見直しをしなければならない、医師の確保のために、そのように私は考えておるわけあります。その節にはまた皆さん方とご相談をしながら、医師確保についてのお話しをさせていただきますと考えておりますが、医師の確保については、全力を尽くしてまいりたいとお約束をさせていただきますと存じます。

●委員長（佐藤委員長） いいですか。

他に、1項ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2項医業外収益。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 3項特別利益。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） なければ、以上で収益的收入を終わります。

次に、12ページ、収益支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 2項医業外費用。

（な し）

●委員長（佐藤委員長） 3項特別損失。

9番、南谷委員。

●南谷委員　3項特別損失、2目のその他特別損失2億4,100万円、そのうち退職給与費引当金2億1,300万円の計上となっております。これは先ほど水道のほうで伺いました。要必要額退手組合に積んでいる以外に、要必要額がこの2億1,300万円ということで、よろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長）　病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長）　今回、会計制度の改正によりまして、この特別損失を計上したということになりました。特別損失ですから、単年度で過年度の分を一遍に整理するという考え方でございます。水道等のお話もありましたが、退職手当組合にある積み上げている金額以外に、病院事業にかかわる職員が一遍に普通退職でやめた場合に幾ら必要かということですが、平成25年度末では3億9,156万円が、これ概算ですが必要となります。このうち、退職手当組合に今現在積んであるのが1億7,839万8,000円で、この差し引きが2億1,316万2,000円ということになりまして、これを不足分を一遍に特別損失で処理するという形になります。

●委員長（佐藤委員長）　9番、南谷委員。

●南谷委員　広がるんですけれども、お許しを賜りたいと思います。当然ここでこれだけの数字を一遍に処理するわけでございますから、これに対する収支というのですか病院全体、さっきも水道会計で聞いた、26年度の年度末の数字というのは決算書で出ている26年度末の推定の当年度末処理金というのは、どんなふうになるのでしょうか。26年度中の当該利益と、それから年度末の累積の未処理金というのはどうなっているのか。

●委員長（佐藤委員長）　病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長）　端的に数字だけの説明ということで、予算提案説明の中でも申し上げましたが、この予算書の1ページ目です。収益的収入及び支出の中で、病院事業収益11億4,100万円強、それから費用13億6,100万円少しということですが、これを差し引きしますと、2億1,929万1,000円が収入不足と、ほとんどが退職手当積み引当金に整理される部分、今でのですね、そこに回されるということでありまして。それが単年度では、そこまでは赤字、ただし、これは現金ベースであります。あくまでも予算ベース。

実は水道と違うところがあります。うちは全く剰余金がありません。累積欠損金があります。資産をこのたび整理しました。そうしますと、未処理欠損金がある未処理欠損金から若干減るという形になります。この仕組みは大変難しいのですが、その結果、19ページを見ていただければわかりますが、未処理欠損金は6億6,834万9,000円を、この予算ベースでは見込んでだという形になります。ただし、昨年もそうでしたが、当初予算で決算を見込んだ形の予算にはなってませんので、ちょっと大きくこれからまた変わるかなという現実があります。

●委員長（佐藤委員長） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 さっきも水道課と同じような感覚で決算書をたたいたら、19ページ、平成27年度3月31日現在で、当年度末未処理欠損金が6億6,834万9,000円なんですよ。減額になっているのですよ。2億何ぼの計上して9億円に足したら12億円になるのかなという感覚でいたら、現実には6億6,000万円に縮まるよと累積欠損金。ということは、その試算処理の計上の仕方であらうふうになると、当初それも吸い込んで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員長） 病院事務長。

●町立病院事務長（土肥事務長） 大変複雑な計算をこの間やっております、赤字の部分は9億円ありましたけれども、今回移行するときに、資産を全部整理しなさいということで、これを差し引いていって、当年度末未処理欠損金で整理できる部分があるのです。水道はずっと黒字ですから、うちは赤字ですからできるのです。その分が2億1,929万1,000円、それに消費税の分が若干出てきますが、質問者おっしゃるような形になります。移行の中で26年度に限っては、そういう処理ができるということになります。

●委員長（佐藤委員長） 9 番、南谷委員。

●南谷委員 一連の動き含めて、理事者サイドはこの動向をどのようにとらえているのか、お尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員長） 町長。

●町長（若狭町長） 病院経営についてのご質問かと思いますが、大変な経営状況については、いろいろな議論でご承知のことと思います。一般会計から繰り入れをしなければならぬ状況については、質問者ご承知のとおりであります。大変厳しい財政の中で、最も繰り入れ、繰り出しが多いのは病院であります。しからば、町立病院が必要ではないということでもないと思います。やはり住民の生命と健康を守るという大きな役割があります。

さらにはまた、厚岸町と浜中町との中核的な町立病院としての責務もあるわけであり。しかしながら、一方、病院経営に対する自助努力も大きな課題だと思っておるわけであり。今日の佐々木院長以下、医療スタッフ、技術員、看護師含めて一生懸命やっています。優しさを持って病院運営をいたしておるわけでございまして、そういう面においては大変ご指摘いただいたとおり厳しい経営状況にあるわけであり。今後とも町立病院自体も頑張っていて、幾らかでも一般会計からの繰り出しがないように頑張っていく環境、そのために先ほどご指摘がありました医師の確保も大事な課題であります。厳しい地域医療に対する医師確保の状況にあります。しっかりと町民

が安心・安全をもって町立病院に通院できるように、また、入院できるように、そういう体制をつくってまいりたいと、また、今までも頑張ってきた。そういうことでこの機会に、我々も一生懸命頑張りますが、どうか皆さん方におかれましても、医師の確保にご協力いただければと、このように考えておりますので、あえて私からお願いをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員長） 他に3項ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） なければ進みます。
4項予備費、ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） 次に、1ページの第4条、資本的収入及び支出ありますが、17ページからとなります。

資本的収入から進めてまいります。

1款資本的収入、1項補助金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） なければ、以上で、資本的収入を終わります。
次に、資本的支出に入ります。

1款資本的支出、1項建設改良費。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） 2項企業債償還金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員長） 以上で、資本的支出を終わります。

次に、2ページにお戻り願います。

第5条は一時借入金であります。

第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。

第7条は他会計からの補助金でございます。

第8条は棚卸資産購入限度額でございます。

第9条は重要な資産の取得及び処分でございます。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 6 ページは、昨年での資金計画にかわり、制度改正により本年度から予定キャッシュフロー計算書となったものでございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 7 ページから10ページは、給与費明細書です。
18ページから21ページまでは予定貸借対照表と制度改正により添付することになった注記であります。
22ページは平成25年度予定損益計算書でございます。
23ページから24ページは、平成25年度の予定貸借対照表でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） 総体的にありませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員長） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員長） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- 委員長（佐藤委員長） 以上で、本予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査には、全部終了いたしました。
よって、平成26年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 4 時32分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 6 年 3 月 1 7 日

平成25年度各会計予算審査特別委員会

委員長